

笠間市第3次地域福祉計画第1回策定委員会次第

日 時 平成29年10月24日(火)
午後1時30分から
会 場 笠間市役所本所 大会議室

1. 開 会
2. 委嘱状の交付
3. あいさつ
4. 委員・職員紹介
5. 委員長，副委員長選任及び委員長あいさつ
6. 議 事
 - (1) 第3次地域福祉計画について
 - (2) 笠間市第2次地域福祉計画の実績について
 - (3) 笠間市の概況について
 - (4) アンケート調査について
 - (5) その他
7. その他
8. 閉 会

資料

- ・ 笠間市第2次地域福祉計画
- ・ 資料1 第2次地域福祉計画実績
- ・ 資料2 笠間市の概況
- ・ 資料3 アンケート速報版
- ・ 笠間市地域福祉計画策定委員会設置要綱
- ・ 地域福祉計画策定委員名簿

基本目標	基本方針	施策・事業	事業の概要	平成25年度～平成29年度実績（公表）	方向性（公表）	今後の方向性について（公表）
第1節 住民参加による地域福祉の推進						
1. 広報・広聴と住民参加の促進						
		(1) 広報・周知の充実	<p>広報かさまや市ホームページ、メール配信サービス「かさめ～る※」をはじめ、各地区の公民館や集会所等の施設を利用するとともに、マスコミも活用し、地域福祉に関する情報提供を行い住民意識の向上と住民参加の促進に努めます。</p>	<p>各種団体（民生委員・高齢者クラブ・敬老会等）の会議等において、地域福祉に関する説明・パンフレットの配付等を行い、公共施設でのポスター掲示や啓発物窓口配布の他に広報かさま・かさま社協だより・週報・ホームページ・かさメール・SNS等を利用した情報発信に努めました。</p> <p>高齢福祉では徘徊高齢者対策として行方不明時に防災無線に加え、FAX、かさメール等を活用し、市民や協力事業所に協力を呼び掛ける「SOSネットワーク」事業の取り組みを平成26年度から開始いたしました。</p> <p>また、ICタグを活用した、認知症高齢者の見守りにかかる実証実験の取り組みにあたり、テレビや新聞等のメディアを積極的に活用し、事業の周知拡大を図りました。</p> <p>さらに、“まちづくり出前講座”などにより、介護保険の制度説明や認知症サポーター養成講座などを地区公民館や市内事業所で実施しています。</p> <p>子ども福祉では、平成27年度より、新たな周知方法としてスマートフォン用アプリ「かさまぼけっと」を導入し、子育てに関する情報の提供だけでなく、ダウンロードし子どもを登録すると、その子に関する必要な情報を配信いたします。また、広報かさまに子育てに関する特設ページを設けています。</p>	拡充	<p>地域福祉に関する情報をわかりやすく提供するため、広報かさまや市ホームページを活用するほか、市の施設や市社会福祉協議会に福祉情報を提供するスペース確保し、パンフレットや冊子など情報発信の媒体を創意工夫して各種事業及び福祉施策の情報提供に努めます。</p> <p>高齢者福祉ではホームページや広報等を利用しつつ、地域住民、各種団体の集会等に出向き、引き続き介護保険制度の周知及び高齢者に関する事業の情報提供を行ってまいります。</p> <p>子ども福祉では平成29年度から、専用ホームページに機能を追加し市内公共施設で授乳室・オムツ替え台等が設置されている施設を検索表示出来る機能拡充を図ります。</p> <p>社会福祉協議会では、市民の目線に立ち、より身近に社協が感じられ、社協活動が市民の皆様にも伝えられるよう啓発に努めます。</p>
		(2) 広聴活動の充実	<p>市政懇談会の開催をはじめ、さまざまな場面を通じて、住民の声が市政に反映できる仕組みづくりを進めます。</p>	<p>市政懇談会を年間13回程度行っており、平均200人以上の方に参加をいただき市政に関する意見をいただいています。このほか、インターネットを活用した問合せフォームからの意見募集、本庁及び支所に意見箱を設置して住民の声を収集しています。</p> <p>提出されたご意見については、各課で対応を検討するなどし、必要に応じて市政に反映しているところです。</p> <p>各種計画策定等においては、パブリックコメントを実施し、広く意見をいただいています。</p>	継続	<p>市政懇談会については、より多くの方が参加できるように内容や開催場所を検討してまいります。</p> <p>市民等からの様々なご意見について個人が特定されないよう処理し、市民・職員で情報共有できるような検索システムを構築してまいります。</p>
		(3) 住民参加機会の拡充	<p>住民がまちづくり活動を行う上で必要な情報の収集と提供を行います。また、ホームページや広報紙を活用した住民の意見・提案を聴取し、それらを市政に反映させる施策の充実にも努めるとともに、参加機会の拡充を図ります。</p>	<p>地域ポイント制度は、協働のまちづくりを進めるにあたり、市民活動に対して新たな価値を付加し、流通させることにより、参加機会や新たな人材を掘り起こし、継続的な市民活動への支援、活動のやりがいや楽しみなどを創出するものとしてを導入しています。</p> <p>市が主催するイベントや講座などに参加、ボランティアスタッフとして事業に協力した場合、出前講座の市民講師として講座を開催した場合など、ポイントが発行され、ポイントは大きく3つの活動（地域活性・公益事業・団体支援）を支援するために使うことができ、ひとつの活動で違った市民活動・公益事業を支えることが可能となります。</p> <p>また、貯めたポイントを還元（寄付）することで、市民活動団体が実施する事業を支援することができます。</p>	拡充	<p>市民活動（ボランティア活動等）に対するポイント付与のほか、新たに健康ポイントの実施やマイナンバーカードとの一体化などについて検討します。</p>
2. 福祉に関する学習・啓発活動の推進						
		(1) 福祉に関する生涯学習の推進	<p>地域福祉分野における指導者の確保に努める等、地域福祉活動に関する講座を充実させるとともに、出前講座等の活用を促進します。</p>	<p>福祉に関する各種講座（手話・点訳・読み聞かせ・蕎麦打ち・傾聴ボランティア・精神保健・男性の料理・子育てママ・介護予防のための新しい事業・第1火曜日の会）を開設し多くの市民に参加をいただいています。</p> <p>また、市民活動課では、市民の皆様が学びたい内容をメニューの中から選んでいただき、講師が地域に出向き講座を開設するまちづくり出前講座を実施しています。</p>	継続	<p>市民に福祉への理解と関心を深める機会をつくり、福祉活動への参加を勧め、仲間づくりや生きがい活動を推進します。</p> <p>ボランティア活動の普及事業と連携して進めます。</p> <p>出前講座については情報発信を続け受講者を増やしてまいります。</p>

基本目標	基本方針	施策・事業	事業の概要	平成25年度～平成29年度実績（公表）	方向性（公表）	今後の方向性について（公表）
		(2) 学校・地域における福祉教育の推進	学校教育の中で地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、福祉教育やボランティア学習を推進します。	総合的な学習の中で、社会福祉協議会等と協力し、車いす体験、アイマスクの体験、シニア体験、点字や手話などを体験し、相手の立場を考え、思いやりや感謝の気持ちを育てています。	継続	引き続き、学校教育の中で地域住民や福祉関係者の協力を得ながら「思いやる心」や「助け合う心」を育てる福祉教育を推進してまいります。
		(3) 障がい者への理解・啓発活動の推進	ノーマライゼーション意識の普及を図るとともに、障がい者の自立した地域生活を温かく見守る住民意識を醸成するため、障がいや障がい者に関する正しい知識の理解・啓発に努めます。	障がいの原因はさまざまで、先天的なもの・事故や生活習慣病などの病気によるものもあり、誰にでもなる可能性があります。市内外の専門機関や障がい者団体等との連携体制を強化し、さまざまな障がいに関して専門的な内容も含めた広報や啓発活動を実施しています。	継続	障がい者に対する差別解消、権利擁護における啓発活動として、今後は広報、公演会などを通して障がい者への理解を広く周知してゆきます。
3. 地域福祉の担い手の育成						
		(1) ボランティア活動の普及・啓発	市や市社会福祉協議会の広報誌やホームページ等により、住民にボランティア活動を普及・啓発するとともに、地域においてもボランティア活動への参加を幅広く呼びかけます。	ボランティア活動普及事業協力校担当者会議等の開催し、市内各保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高校と連携しボランティア活動への参加を呼びかけました。	継続	福祉への理解を深めるため学校教育の場を活用し「子どもの時から福祉の芽を」市内各保育園、幼稚園、こども園、小中高に福祉教育の推進と連携を図ります。
		(2) ボランティア活動への支援	ボランティアが活動しやすい仕組みづくりを推進するため、市社会福祉協議会ボランティアセンターの各種事業を支援することにより、ボランティア活動に意欲のある住民・団体等のボランティア登録の促進及びボランティアコーディネーター※の養成とコーディネート機能の充実を図ってきました。	ボランティア活動に意欲のある住民・団体等のボランティア登録の促進及びボランティアコーディネーターの養成とコーディネート機能の充実を図ってきました。 ボランティア登録数 H25-1,439名 H26-1,424名 H27-1,436名 H28-1,496名 H29-1,471名	継続	ボランティアセンターを拠点とし、ボランティア活動を充実するための情報収集と提供、人材育成を図り、支援をしてまいります。
		(3) 住民活動・NPO活動の促進	新しい公共の担い手となる住民活動団体やNPO法人の育成、また福祉の増進を図る活動を展開する団体や法人の取り組みを積極的に支援します。	住民活動団体やNPO法人の育成、また福祉の増進を図る活動を展開する団体や法人の取り組みを積極的に支援してきました。 【NPO団体設立】 H25：1団体 H26：1団体 H27：0団体 H28：5団体 H29：1団体（累計33団体）※6月末時点 【まちづくり市民活動助成金】 ・市民活動団体の法人化（NPO化）又は自立に際し、希望する団体に助成を行いました。（自立促進事業） H25：1団体 市民活動団体の自立を助成 ・地域の課題解決、地域間市民交流の促進、地域資源の効果的な活用等、市民活動の活性化を図る事業に対する助成を行いました。（地域活性化事業） H25：4団体、H26：4団体、H27：2団体、H28：3団体（H28は1団体の法人化も含めた助成を行った）	継続	NPO法人の設立、認証、事業報告等に関する相談には随時対応し、団体の事務が滞りなく進むようサポートする。また、法人化に伴う助成についても毎年度周知し、各団体の法人化を推進してまいります。
第2節 利用者中心の福祉サービスの提供						
1. 福祉に係る相談体制の充実						
		(1) 連携による相談体制の整備	住民が安心して必要なサービスを受けることができるよう、利用者のニーズに応じた適切な情報提供や関係機関や窓口相互の連携による相談体制の整備を図ります。	住民が、ニーズに応じた適切なサービスを受けることができるよう、情報提供をおこなうとともに、関係機関との連携により相談体制の整備に取り組みました。 また、平成27年度からは、生活困窮者自立支援制度が施行され、生活に困りごとや不安を抱えている者に対して、一元的な相談窓口の設置と支援プランに基づく包括的な支援をおこないました。	継続	生活困窮者自立相談支援機関の窓口を軸に幅広く関係機関との連携を図り、さまざまな課題を抱えた方やひきこもり等、社会的に孤立してしまった方の情報収集を行い、相談支援体制の充実に努めます。
		(2) 窓口における相談の充実	要介護高齢者、障がい者、子育てや低所得者への相談等、住民のニーズに応じた対応ができるよう、関係機関との連携を図りつつ、各窓口での相談体制の充実に努めます。	少子高齢化等を背景に、高齢者等からの相談件数は年々増加しており、それらの対応にあたっては、地域包括支援センターや関係機関との連携と、相談内容に応じた適時適切な対応が不可欠となっていることから、地域包括ケアシステムネットワークを構築・推進し、地域住民や医療機関などからの相談に対し、主たる支援機関や関係機関との連携や、役割分担による支援により、適切なサービス利用や制度の活用につなげてきた。また、単独制度の利用では問題解決できないケース対応については、地域ケアコーディネーターを中心とした、多面的な相談支援に取り組んでいる。 障がい者福祉分野では、障害者地域自立支援協議会、基幹相談支援センター、相談支援事業所など関係機関と連携し相談支援体制の強化を図っています。 子ども福祉では、家庭児童相談員（2名）、母子・父子自立支援員（1名）により、子育て等の相談を受ける体制を整備してきました。 また、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携により適切な支援を実施してきました。	拡充	相談体制については引き続き充実に努めます。 茨城型地域包括ケアシステムを推進し、地域福祉全般にわたり総合的な支援体制の構築を目指します。 また、子育て等に関しての不安感や負担感を解消できるよう相談体制の充実に努めます。

基本目標	基本方針	施策・事業	事業の概要	平成25年度～平成29年度実績（公表）	方向性（公表）	今後の方向性について（公表）
2. 効果的な情報発信・提供						
		（1）情報公開の総合的な推進	各関係機関や相談機関との連携により情報の共有化を図るとともに、行政情報・生活情報及びまちづくり情報などさまざまな情報をより正確で迅速に提供できる体制づくりを推進します。	「広報かさま」及び「広報かさまお知らせ版」のほかに、「かさまくらしのガイドブック」など紙媒体のほか、かさめ～やSNSなどインターネットを活用した情報発信の体制を構築いたしました。 ○紙媒体→広報かさま、広報かさまお知らせ版、くらしのガイドブック ○デジタル媒体→ホームページ、かさめ～、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム	継続	市独自の情報発信ツールは充実してきたことから、今後は茨城県の公式SNSと連携した情報発信を行ってまいります。
		（2）利用者に応じた情報提供の充実	住民が必要とする情報を、誰もが適切に得られるように情報提供の充実に努めます。	従来からある「広報かさま」及び「広報かさま お知らせ版」などの紙媒体に加え、市公式ホームページのリニューアル、そして平成25年度からはインターネットを活用したメールマガジン「かさめ～」において情報発信の強化を図りました。また、会員制交流サイト（SNS）の一つであるフェイスブックにおいて、市公式アカウントを所有し情報発信に努めています。平成28年度からは、若年層が利用するツイッターや女性に人気のあるインスタグラムでも市公式アカウントを所有し迅速な情報発信に努めているところです。	継続	市公式ホームページをはじめとして、会員制交流サイト（SNS）を通じて、更なる情報発信に努めてまいります。
		（3）情報提供とプライバシーの保護	情報公開及び個人情報保護制度の適切な運用と地域からの情報提供システムについて検討するとともに、必要な人に適切な情報が伝達されるよう福祉情報の提供に努めます。	情報の提供においては、（1）（2）のように様々な方策を講じているところです。また、情報発信に必要な個人情報の提供や共有のあり方について、条例制定も含めたルールづくりを検討いたしました。	継続	引き続き、円滑な情報発信を支援する観点から、法的根拠も含めて、個人情報の提供や共有の在り方について検討いたします。
3. 福祉サービスの充実						
		（1）各種福祉サービスの充実	地域住民が安心して生活できるよう高齢者福祉、障害者福祉や児童・母（父）子福祉の各施策により、各種福祉サービスの充実を図ります。	高齢者福祉分野では、介護保険制度による、法定サービスの質の向上に取り組むとともに、平成29年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業により、緩和した基準の新たな支援サービス導入など、高齢者一人ひとりの状態に応じた介護予防や生活支援サービスの提供体制の構築を進めています。また、徘徊高齢者等の行方不明時早期発見を目的とした「SOSネットワークシステム」の構築や、高齢者世帯における家庭内の事故等の通報に随時対応する「見守りあんしんシステム」の導入により、高齢者本人や家族が安心して暮らせる環境整備に取り組みました。障がい者福祉では、笠間市第4期障害福祉計画に基づき福祉サービスの充実を図るため、自立した生活のための給付や就労、医療など提供を推進しています。子ども福祉では、保育事業、育児支援対策事業、児童の健全育成事業、ひとり親家庭等への支援など各種福祉サービスの充実を図ってきました。	拡充	介護サービスの質を向上させ、住民主体のサービスを拡大するなど、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう体制整備をしていく。地域のニーズに合った、在宅ケアのための多様な居宅サービスの充実を図ると共に適正なサービスによる自立した生活の継続を目指します。安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するため、各種福祉サービスの充実を図っていきます。
		（2）気軽に利用できるサービスの充実	子どもから高齢者まで気軽に集えるサロン活動を支援し、子育てや健康づくりに関する教室等、地域において気軽に利用できる福祉サービスの充実を図ります。	子ども福祉では、地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する講座を定期的に開催し、子育ての不安感の解消に努めました。児童館では、子どもから高齢者まで参加できるイベントを開催することで年々利用者が増加し、気軽に利用できるサービスの充実を図ってきました。健康増進では、育児支援を目的とした教室や、母親同士の交流を目的にしたサロンを開催しました。社会福祉協議会では、平成28年度は4か所開設しています。（平成27年度2か所）	拡充	地域子育て支援センター、児童館それぞれの役割に応じた利用促進を図ることで、気軽に利用できるサービスの充実を図っていきます。今後はさらに妊娠期、乳児期、幼児期など各時期における個別相談及び支援の充実を図っていきます。地域の皆さんが、身近な場所に集い、楽しく仲間づくりをし、困りごとなどを話し合う場として、より良い暮らしにつながる、支え合う地域づくりを推進してまいります。
		（3）低所得者福祉の充実	関係機関、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員及びハローワーク等との関係強化や情報の共有化を図ることにより、低所得者の自立に向け、実状にあった相談、指導体制の充実を図ります。	就労支援等においては、生活困窮者の相談を受け、相談支援員や就労支援員による情報提供、助言を行っています。また、離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の給付金を支給する（原則3か月間）事業を行っています。	継続	引き続き、法に基づき困窮者に寄り添った対応をしてまいります。
4. サービス利用支援の充実						
		（1）自立支援と権利擁護の充実	ひとり暮らし、寝たきりや認知症等の高齢者、知的障がい者や精神障がい者、その家族のために、地域包括支援センターによる福祉サービスや権利擁護のための相談体制の整備を進め、判断能力が十分でない方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行う日常生活自立支援事業の充実を図ります。	親族がいない方などで成年後見制度の利用が必要な方の市長申し立ての手続きを行うとともに、権利擁護講演会を開催し、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用についての周知・啓発に取り組みました。また、成年後見制度利用促進のため要綱等を整備し、相談支援の充実を図っています。	拡充	水戸市を中心とする定住自立圏構想による「県央地域成年後見事業」が開始され、県央地域の権利擁護連携体制を強化し、地域における成年後見制度の理解を深め、広域的に制度の活用推進に取り組んでいく。

基本目標	基本方針	施策・事業	事業の概要	平成25年度～平成29年度実績（公表）	方向性（公表）	今後の方向性について（公表）
		(2) 利用者の保護	サービス利用者が良質で適切な福祉サービスを選択できるように事業者の情報開示を積極的に進めるとともに、客観的な情報提供としての第三者評価制度※の普及・促進を図ります。また、サービス利用者のプライバシーの保護に努めます。	個人情報保護法に基づき条例等により適正な管理と情報公開を行うとともに、事業所における個人情報保護に関する方針の策定と徹底を促進してきました。	継続	市民が情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、本会への市民参加の促進と信頼確保を図り、本会の公正で民主的な発展に寄与し、個人情報保護に関する方針（プライバシー）に基づき、個人情報の保護に努めます。
第3節 保健・医療と生きがいがづくりの推進						
1. 健康都市づくり住民運動の促進						
		(1) 健康都市講座の推進	健康都市講座を実施して、健康に関する正しい知識と情報を提供し、「健康都市づくり」という理念に向かっていくという意識の共有を図り、住民の自主的な保健予防活動を促進します。	健康に関する正しい知識と情報の提供を行うため、毎年健康都市講座を実施し、市民ぐるみの健康づくりを推進してきました。	拡充	今後は、引き続き健康都市づくり事業を継続するとともに、ヘルスロードの活用を推進するなど、市民、地域主体の健康づくりの推進を図っていきます。
		(2) 健康都市づくり運動の連携と交流の促進	健康に関する取組みなどの情報の提供を充実するとともに、住民運動相互の交流を促進します。	「健康都市かさま宣言」連携事業の認定制度により、市民、団体、事業所等の健康づくり活動への支援を実施してきました。	拡充	今後は、さらに市民と協働し、企業や大学、保健医療機関等、様々な機関や地域と共に積極的な連携を図り、健康づくりを推進していきます。
		(3) ヘルスリーダーによる活動の促進	ヘルスリーダー（健康づくりのリーダー）を計画的に養成し、テーマ別・地域別の活動を促進し、事業の拡充発展を支援します。	ヘルスリーダーの養成は、平成21年度～25年度の5年計画により実施し、平成25年度は22名が修了しました。活動では、食育推進・生活習慣病予防・地産地消の3テーマを中心に、調理の実践を取り入れた事業を市内14地区組織で展開しました。	継続	今後は、若い年代にターゲットをあて継続していきます。
2. 保健・医療との連携強化						
		(1) 健康づくりの推進	健康診査、がん検診を推進することにより疾病の早期発見及び早期治療に努めるほか、相談体制を充実させ住民の健康、医療、子育て、介護等についての不安を解消し、健やかな日常生活の創造に寄与します。また、健康体操及び食育講座の普及を図り、生活習慣病を予防します。	生活習慣病の予防に重点をおいた特定健診・指導の積極的な受診を促し、疾病の早期発見・早期治療へと繋げ、健康の保持増進を図りました。各種健康診査、健康教育、健康体操、健康相談、家庭訪問などにより、健康づくりの推進を図りました。	継続	若い世代からの生活習慣病予防や健康づくりの意識高揚を進め、自らの健康状態を把握することにより、生活習慣病の重症化を予防します。各種健康診査の受診率向上を図るとともに、各保健事業の中で、妊産婦、乳幼児から高齢者までの健康づくりへの支援を実施していきます。
		(2) 医療機関・医師会や歯科医師会との連携強化	県立中央病院と市立病院、市内医療機関等の機能分担や連携を推進するとともに特に市医師会や歯科医師会との協働により住民が安心して医療が受けられる体制を構築します。	安心できる医療の確保を目標に、市医師会、歯科医師会及び市内2か所の県立病院との連携を強化し、初期救急医療の体制整備や、地域医療の充実、保健事業の推進を図りました。また「健康ダイヤル24事業」により、24時間安心して医療相談できる体制を維持しました。	拡充	今後もさらに地域医療の連携体制を構築するとともに、救急医療体制の充実を図ります。
		(3) 在宅医療の推進	保健・医療・福祉の各事業の連携を推進するとともに、救急診療事業等の周知を図り、安心してかかれる医療体制を整備します。	地域包括ケアシステムネットワーク会議や同ワーキングチームなどに、医師・看護師・セラピストなどの多職種が参加し保健・医療・福祉の連携を図りました。また、在宅で安心してかかれる医療体制を構築するため平成28年5月に「訪問看護ステーションかさま」を開設し、訪問診療をサポートするとともに、利用者の利便性を図るため、平成29年4月に「ケアプランセンターかさま」を開設し在宅医療の推進を図りました。	継続	「地域医療センターかさま」が開設する事で、保健・医療・福祉の更なる連携を図るとともに、認知症初期集中支援事業により、認知症支援についても保健・医療・福祉の連携の充実を図っていく。また、市民が在宅で安心して療養できる環境の構築を図るため、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションの周知等を強化することで在宅医療を推進していく。

基本目標	基本方針	施策・事業	事業の概要	平成25年度～平成29年度実績（公表）	方向性（公表）	今後の方向性について（公表）
		（４）市立病院の役割と機能の充実	保健や福祉関連事業との連携強化を図り、在宅医療を重視して訪問診療を積極的に行うなど、地域に密着した高齢者が安心してかかれる病院としての現有機能を継続的に充実強化します。 また、市立病院平日夜間日曜初期救急診療の充実を図ります。	○訪問診療として、筑波大学附属病院とともに「かさま地域医療教育ステーション」事業を実施し、指導医2名と研修医1名の派遣を受け、在宅医療の充実と推進を図りました。 H25（755件）、H26（1,053件）、H27（1,317件）、H28（1,451件） ○平日・夜間日曜初期救急診療は、市医師会や県立中央病院、笠間薬剤師会及び県立中央病院・こころの医療センター薬剤師の協力により実施しています。 ・平日夜間：H25（778件）、H26（714件）、H27（680件）、H28（627件） ※H26年度から、診療時間を19：00～22：00から19：00～21：00に変更 ・日曜：H25（1,928件）、H26（1,839件）、H27（1,718件）、H28（1,556件）	継続	訪問診療については、筑波大学附属病院との事業形態の変更はあるものの（寄付講座）、事業の中身は踏襲しつつ指導医及び研修医の派遣を受け、在宅医療の充実と推進を図っていく。 平日・夜間日曜初期救急診療については、引き続き市医師会や県立中央病院、笠間薬剤師会及び県立こころの医療センター薬剤師の協力により実施していく。
3. 就労支援の充実						
		（１）多様な就労機会の確保	働く意欲のある高齢者、障がい者、子育て中の親やひとり親家庭、低所得者等に対し、個人のニーズに応じた就労機会の確保に努めます。	高齢者には本人の技術や経験等を生かせるよう、要望等を聴取し、シルバー人材センターへの紹介を行いました。 障がい者福祉では、障害者地域自立支援協議会、基幹相談支援センターで障害者の就労相談、支援などを行っており、茨城障害者職業センター、ハローワークなど関係機関と提携し就労を推進しています。 子ども福祉では、保育事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンターなどにより、多様な働き方に対応した事業を実施してきました。	拡充	シルバー人材センターへの財政支援など、就労機会の確保について引き続き対応していく。また、定年などで退職した後も、豊かな経験や知識を生かし、地域社会の中で役割を持っていきいきと生活できるよう、介護予防や生活支援サービスの基盤整備を通じて、有償ボランティア活動など一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにもつながる、生涯活躍の場づくりを進めてまいります。 仕事と子育ての両立を図れるよう多様な働き方に対応した事業の充実を図っていきます。
		（２）雇用・就労相談の充実	高齢者、障がい者やひとり親家庭、低所得者等の雇用について、ハローワーク等の関係機関と連携を強化し、就労に関する相談や指導の充実を図ります。	高齢者にかかる相談業務については、本人と同居する子（未就労中高年者等）の問題など、世帯全体を対象とした、複合的な支援を必要とする内容が増加しており、高齢者に対する直接的な支援と併せ、地域ケアコーディネーターや関係機関との連携及び、生活困窮者自立支援事業の活用等をすすめながら、多様化する課題の解決を図っています。 障がい者福祉では、障害者地域自立支援協議会、基幹相談支援センターで障がい者の就労相談、支援などを行っており、茨城障害者職業センター、ハローワークなど関係機関と提携し就労に関する相談の充実を図っています。 子ども福祉では、ひとり親家庭への就業支援として、高等技能訓練促進事業や母子家庭等自立支援給付金事業などの情報提供や母子・父子自立支援相談員による就業相談を実施してきました。	継続	同居家族の就労問題等、高齢者を取り巻く多様な相談・支援については、適切かつ迅速に対応していくことが求められており、関係機関等と一層の連携体制の強化に努めていく。 ひとり親家庭に対しては、就業支援に関する情報提供や相談の充実を図ります。
		（３）企業に対する雇用啓発の推進	企業に対して、障がい者の雇用を促進する各種報奨制度、助成制度の周知を図るとともに、障がい者の雇用についての理解と法定雇用率※の達成に向けた啓発を行います。	障害者地域自立支援協議会、基幹相談支援センターで障がい者の就労相談、支援などを行っている。今後もハローワーク等を通じて企業に対し障がい者雇用の理解の啓発を推進してまいります。	継続	障害者地域自立支援協議会、基幹相談センターやハローワークと共に障害者雇用の理解の啓発を推進してまいります。

基本目標	基本方針	施策・事業	事業の概要	平成25年度～平成29年度実績（公表）	方向性（公表）	今後の方向性について（公表）
		（４）シルバー人材センターへの支援	高齢者の生きがいがづくりや社会参加の場として、シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者がそれぞれの経験や技能を生かせる就労の場の提供に努めます。	高齢者には本人の技術や経験等を生かせるよう、要望等を聴取し、シルバー人材センターへの紹介を行うとともに、シルバー人材センターに補助金を交付し、自主的な取り組みへの後押しや運営を支援してまいりました。	継続	補助金交付による支援は継続していくが、増額の要望については財政的に容易ではない。運営体制の安定に向けて、人材不足により発注に対応できない現状を解消させるべく新規会員の勧誘にさらなる市の協力が必要と思われる。また、事業拡大に向けての支援としては今後、介護予防日常生活支援総合事業への事業者としての新規参入への助言を行っていくことに努める。
		（５）母子世帯への就労支援	母子世帯が、経済的自立ができるよう、また、より早く就労できるように支援します。	母子世帯の母の就職が有利になるよう資格の取得を促進するため高等技能訓練促進事業（生活費の補助）を実施してきました。	継続	ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けて高等技能訓練促進事業を活用していきます。

第4節 地域で支えあう体制の充実

1. 各種団体への支援と子育て支援の充実

		（１）地域福祉活動団体等の育成・支援	地域福祉による支えあいが発揮されるよう市社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動の主体となる団体等の育成・支援を進めます。	社会福祉協議会では、地域における支え合いが推進されるよう支部社協（地区社協を含む）の設置に努め現在29支部が活動をされています。	継続	住民主体の福祉活動である支部社協の未設置地域への働きかけを継続し、市内各支部社協間の共有を図り「向こう三軒両隣り」の精神を基本理念とし、お互いが助け合える体制づくりと地域誰もが安心安全な生活を送れるよう地域のコミュニケーションづくりを展開してまいります。
		（２）青少年育成団体の充実・支援	子ども会や青少年育成団体が、自主的に円滑に活動できるよう、組織や指導者の育成に努め、活動を支援していきます。	次代を担う青少年の健全な育成を図る事を目的に、青少年育成岩間地区市民の会（岩間地区）が、キッズタウンミーティング、チャレンジキャンプ、愛宕山清掃活動、広報誌の発行等の活動を行っています。また、子ども会事業として、笠間市・矢板市との交流会、球技大会、夏休み作品展などを行っています。	継続	各団体の体験活動や異年齢交流等の各種事業を通して、家庭や地域との連携を深めるため、活動の支援を引き続き行って行く。
		（３）高齢者クラブ活動への支援	高齢者クラブ活動は、生きがいと健康づくりにおいてその役割はますます大きくなるため、魅力ある自主活動を支援していきます。	地域の高齢者クラブの自主活動促進のため高齢者クラブに補助金を交付し、クラブの運営と活動を支援してきました。平成28年度実績 104クラブ、会員数4,759人	継続	クラブ数・会員数の減少が課題であり、会員増強への取り組みが必要と考える。また、介護保険制度の改正に伴い地域支援事業の新たな担い手として、高齢者クラブが地域と協働した事業や活動を行うことで活性化を図っていく。
		（４）障がい者団体等への支援	障がい者団体等の活動の場の提供や育成を図ります。また、各障がい者団体相互の連携強化とネットワークづくりを推進します。	笠間市身体障害者福祉協会、笠間市手をつなぐ育成会へ市から補助金を交付し、障害者団体の自主的活動を助成しています。また、県や市のレクリエーション等の行事に参加していただき社会参加を支援しています。	継続	引き続き支援を行ってまいります。
		（５）子育て支援の充実	子育てに関する不安感や負担感を解消するため、関係機関との連携を図り、相談体制をさらに充実して育児支援の環境づくりを進め、子育て世代の保護者を支援します。	子育て支援センター（3ヶ所）での育児相談や子育て世代包括支援センターみらいとの連携により、子育て期の情報提供や育児相談を実施してきました。子育て支援センター（3ヶ所）年間利用者実績・28年度26,606人	継続	子育てに関する不安感や負担感を解消するため、子育てに関する情報提供や育児相談体制の充実に努めます。

基本目標	基本方針	施策・事業	事業の概要	平成25年度～平成29年度実績（公表）	方向性（公表）	今後の方向性について（公表）
2. コミュニティの基盤づくり						
		(1) コミュニティ活動の活性化	地域福祉活動の主体となる団体や行政区組織に対して、行政情報の提供や地域での交流活動への支援を行い、コミュニティ活動の活性化を図ります。	○財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業に対し、市が審査のうえ（一財）自治総合センターに申請を行いました。 ○多様化複雑化する地域の課題解決に取り組む地域コミュニティ活動としてのモデル事業に対しての支援として地域コミュニティ創生モデル事業を平成27年度から実施しています。平成28年度実績6団体 ○地域の特性を活かし、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対して助成を行うまちづくり助成事業を実施しています。平成28年度実績6団体	継続	地域コミュニティ創生モデル事業については、H27~H29年度までの事業であり、新たに地域の課題を解決するための事業を実施することから廃止予定。 まちづくり助成事業については、地域の発展に貢献する事業や市内における市民交流事業に対しての助成を継続する。
		(2) コミュニティ施設の整備・充実	地域コミュニティ※の拠点として、地域の様々な資源（集会所等）を活用して、誰もが気軽に参加し、交流できる地域の拠点づくりを進めます。	○自治活動に必要な地域集会所を新たに建設し、又は既設集会所を移築、増改築する場合にその経費の一部を助成する地域集会所建設事業を実施しています。平成28年度実績5件 ○市民や地域コミュニティ、市民活動団体の情報発信・交流、健康増進の拠点として、地域の活性化を図るため、地域交流センターともべが平成29年1月開館し、地域交流センターいわまも平成29年12月開館予定です。	継続	集会所の建設、既設集会所の移築、増改築に対する補助を継続し、市民参加によるまちづくりを助長していく。
		(3) コミュニティビジネスの振興	高齢者、介護、障がい者や子育て等への生活支援、その他福祉に関連する分野において、コミュニティビジネスを考えている方や団体・グループ等への支援を行います。	地域の課題の解決にあたって、持続可能な事業化を目指そうとする「コミュニティビジネス」の基礎を学び、今後の新たな事業展開を目指すための講座を開催した。 平成26年度 実施回数：5回 参加人数のべ75名 NPO法人や茨城大学の学生を講師・事例提供者として招き、地域貢献・ボランティア活動に興味を持っている住民対象に市民活動入門講座を実施した。 平成27年度 実施回数：3回 参加人数のべ18名	継続	コミュニティビジネスを考えている方や団体・グループ等への支援を行います。
		(4) 家庭や地域の教育力の強化	学校、公民館、青少年育成団体やPTA等との連携により、地域と一体となって青少年を見守り指導する体制を整える等、家庭や地域の教育力の強化を図ります。	青少年育成団体に対しての支援を行うとともに、市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小中学校が自ら企画運営する家庭教育学級事業に対して支援を行いました。	拡充	子どもたちの社会参加や自己形成を行う場の確保に向け、様々な体験活動を提供できる団体や人材の育成・支援に努めます。また、保護者が家庭において子どもの発達段階に応じた適切な子育てや教育が出来るよう、学習の機会を提供するとともに、平成29年度から新たに3・4歳児検診時に保護者に対して講話を行っていきます。
		(5) 非行防止活動の推進	未成年者の飲酒・喫煙防止をはじめ、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用による青少年非行・問題行動の未然防止に向け、関係機関・団体や地域住民が相互の連携を図りながら、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。	青少年の健全育成と非行防止を推進するために、青少年に対する街頭での声かけ・相談、県民や店舗などに対する「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」などの普及啓発、青少年を取り巻く社会環境の健全化などを行う青少年相談員とともに、薬物乱用については特に「ダメ。ゼッタイ」を合言葉に取り組んでいます。	継続	青少年相談員を中心とした青少年健全育成・非行防止についての広報・啓発活動を行っていきます。また、店舗への立ち入り調査や、イベント時の巡回指導を行っていきます。
3. 地域における交流活動の推進						
		(1) 地域との交流活動の推進	地域の文化活動やスポーツ大会等に参加し、地域との交流を持つことにより自分の役割が確認でき、満足感や達成感につながります。住民だれもが各種行事等に気軽に参加できるよう環境整備に努めます。	コミュニティ活動の活性化支援や施設の整備助成など地域の活動や活動を行う団体に対して支援を行ってまいりました。	継続	各団体の体験活動や異年齢交流等の各種事業を通して、家庭や地域との連携を深めるため、活動の支援を引き続き行って行く。
		(2) 世代間交流の促進	子どもから高齢者まで、世代を超えた交流が地域を豊かにします。子どもは大人から知識や経験を学ぶことによって成長し、大人は子どもと接することによって、活力をもらうことがあります。子どもから高齢者までの3世代交流の場を確保し、住みよい地域となるよう取り組んでいきます。	大きなコミュニティとして小学校における3世代交流事業の促進のために補助を行い、3世代交流の場を設けてまいりました。	継続	高齢者から子どもまでお互いが尊重し、その成長を促す場として3世代交流を引き続き推進してまいります。

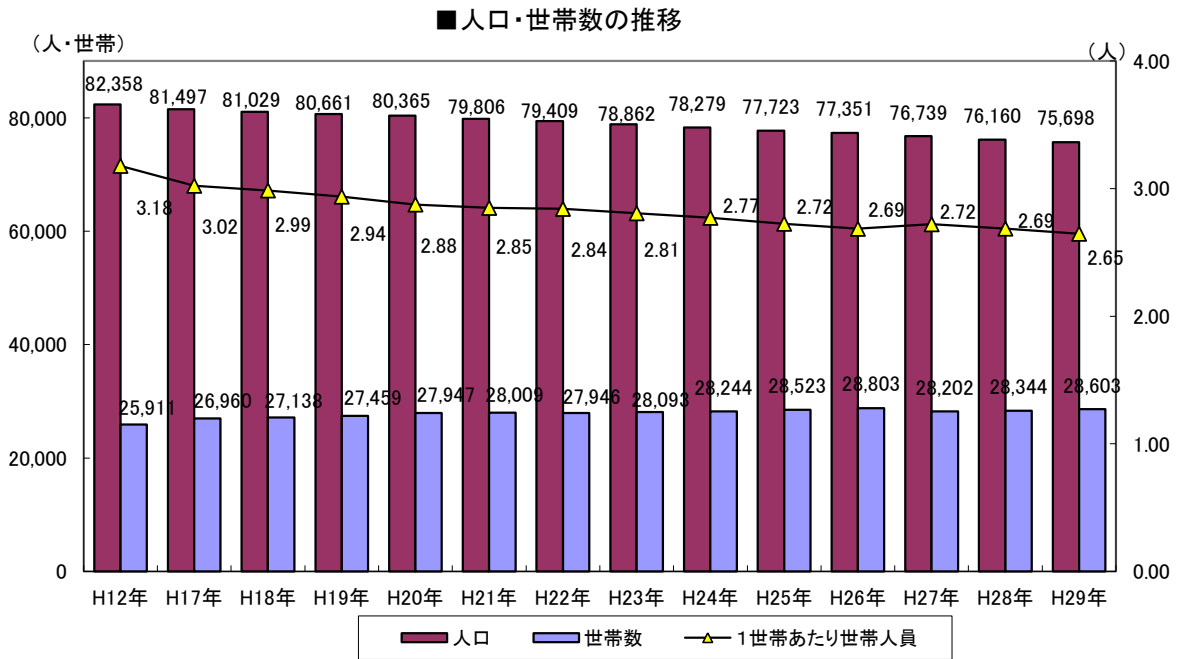
基本目標	基本方針	施策・事業	事業の概要	平成25年度～平成29年度実績（公表）	方向性（公表）	今後の方向性について（公表）
第5節 安全で住みよいまちづくりの推進						
1. バリアフリーの推進						
		(1) バリアフリーのまちづくりの推進	「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、住宅、生活環境の整備等、福祉のまちづくりを計画的に推進します。	各部署が「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」を遵守し、公共的施設等を整備する際に、特定行政庁である茨城県に工事を届け出るとともに、整備基準に適合させています。	継続	引き続き推進してまいります。
		(2) 公園や広場の充実	災害時の避難場所としての機能を確保しながら、だれもが安心して気軽に憩える公園や広場の充実に努めます。	だれもが安心して気軽に憩える公園や広場の充実に努め遊具の更新や修繕を行ってまいりました。 H27 岩間第一公園 複合遊具更新 石井街区公園 複合遊具更新 H28 笠間市総合公園 複合遊具更新 笠間市総合公園 複合遊具修繕 H29 笠間市総合公園 複合遊具更新	継続	引き続き安心して気軽に憩える公園や広場の充実に努めます。
		(3) 交通弱者等の移動性の向上	交通事業者や各団体との連携のもと、平成20年2月よりデマンド交通システムを導入しました。今後、さらにシステムの見直しを行い、交通弱者等に配慮したより利便性の高い移動手段の向上を図ります。	デマンド交通システムについては、平成28年度末時点で利用登録者が8,135人となり、平成25年度と比較し約7%の増加し、利用者は平成28年度に延べ57,635人で、平成27年度から運行日数を増加したことも加わり、同時期の比較で、約18%の増加となっています。	継続	市内の公共交通の利便性は低いという評価を受ける傾向にあるため、人口や都市構造を踏まえた中でのデマンドタクシー事業としての利便性向上と既存の路線バス、スクールバス等を含めた市内の公共交通全体の再編が課題となっています。そのため、運行を継続しながら事業単体の利便性向上策に加え、上記の検討を行いながら、必要に応じた改善を行ってまいります。
		(4) 交通バリアフリーの推進	移動の際の利便性及び安全性を向上させるため、だれもが移動しやすくかつ、歩きやすい安心・安全な道路交通環境の整備を図っていきます。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく整備に心がけ、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ってきました。	継続	移動の際の利便性及び安全性を向上させるため、だれもが移動しやすくかつ、歩きやすい安心・安全な道路交通環境の整備を図っていきます。
2. 防災まちづくりの推進						
		(1) 総合的な防災体制の充実	住民一人ひとりが、平常時から災害に対する備えに心がけるとともに、「自助」・「共助」に基づく、自主防災組織の設立を推進します。また、住民、企業等に飲料水及び食料品の備蓄を要請するとともに、防災訓練を支援し、計画的な防災対策を推進します。	自主防災組織の結成や育成の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図りました。また、民生委員及び自主防災会との連携を深め、情報共有に努めました。	継続	今後も引き続き、自主防災組織の結成やその他組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。
		(2) 避難場所の確保	身近な学校施設や公園等、だれもが安心して避難できる避難場所や福祉避難所（災害時要援護者避難施設）との連携強化に努めます。また、災害時における避難場所の周知を図るため、広報かさまや市ホームページ等を通じて災害時における避難場所の周知を図ります。	避難場所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民の方々への周知徹底に努めるとともに、避難場所や避難経路等の標識の簡明化に努めました。また、観光客の安全対策を推進するため、あらかじめ関係団体、関係機関と相互に連絡調整して、緊急時における連絡体制の確立を推進しました。	継続	今後も引き続き関係団体、関係機関と相互に連絡調整して、緊急時における連絡体制の推進を図ります。
		(3) 災害時要援護者への支援	災害時における緊急連絡体制を整備するため、災害時要援護者名簿及び避難支援プランを作成し、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ要援護者に係る情報の共有化を図り、安否確認、避難誘導體制を整備します。	災害時の要支援者（在宅の方）の避難支援体制の整備を図るため、「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」を作成し、災害時要支援者台帳（名簿）及び個別計画の作成に取り組みました。	継続	災害時要支援者台帳（名簿）及び個別計画の作成、新規名簿登録の働きかけ、更新作業を行いつつ、避難支援関係者には、個人情報の取扱いに十分配慮して情報提供・管理をおこない、平常時から顔のみえる関係の構築・情報共有化を図り、要支援者の「自助」と地域の「共助」を基本とした、地域の安心・安全体制を強化します。
3. 防犯体制の強化						
		(1) 防犯体制の強化	防犯ボランティアや防犯連絡員等の関係団体との連携のもと、パトロールや子ども、高齢者の見守り等、地域ぐるみの防犯体制の普及強化を図ります。	防犯ボランティアや防犯連絡員等の関係団体との連携のもと、パトロールや子ども、高齢者の見守り等、地域ぐるみの防犯体制の普及強化を図ってきました。また、空き巣、窃盗のほか振り込め詐欺などの知能犯対策として、消費生活センターなどとの連携を図り、防犯対策講習や啓発活動を実施します。さらに、インターネットにおいて青少年の健全な成長を阻害するおそれがある情報が流通しており、インターネットの適切な利用に関する教育および啓発を進めています。	継続	防犯体制の普及強化の推進 警察、教育委員会、消費生活センター、防犯連絡員及び防犯ボランティア団体との情報共有且つ啓発を強化推進
		(2) 防犯施設の整備	夜間の犯罪等を未然に防ぐため、通学路等への防犯灯の設置を図るとともに、地域コミュニティや企業と協力しながら、適切な維持管理を進めます。	夜間における犯罪を防ぐため、行政区や班で管理する防犯灯の新設や器具交換等の工事費用の一部を助成しました。また、市内の安全安心な環境の推進、CO2排出量の削減による地球温暖化の防止及び行政区の電気料金等の費用負担の低減を目的とし防犯灯のLED化を推進しました。平成28年度補助実績 179灯 防犯灯設置数 行政区5,487灯 市設置 1,100灯	継続	行政区が設置する防犯灯に対しての防犯灯設置助成金を平成31年度までは現行まま継続します。平成32年度から新たに助成等を行うか今後検討していきます。市が設置する防犯灯については、通学路等を優先して計画的に設置及びLED化を進めます。

基本目標	基本方針	施策・事業	事業の概要	平成25年度～平成29年度実績（公表）	方向性（公表）	今後の方向性について（公表）
第6節 人権擁護の推進						
1. 人権意識の高揚・啓発			家庭、地域、学校、企業などあらゆる場において、人権に対する正しい理解と行動が実践できるよう講演会の開催等を通じて啓発活動を推進し、住民の人権意識の高揚を図ります。	関係機関と連携しながら、市民や市職員対象の人権に関する講演会を実施することで啓発活動を推進し、人権意識の高揚を図りました。	継続	今後も市職員をはじめ市民等に人権意識の高揚を図るような講演会や研修会を実施し、多様な人権問題に関わる理解と認識を深める取組みを実施する。
2. 人権相談体制の充実			DVや、高齢者、障がい者、子どもへの虐待等、住民の抱える様々な人権に関する問題を解決に導いていくため、関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。また、被害者の一時的な保護や自立支援等の方策に努めます。	法務局での常設の人権相談のほか、市内の公共施設において人権擁護委員による特設人権相談を月に1回開催しています。また、弁護士にも依頼しながら、人権に係る相談体制の充実に努めました。	継続	相談は年間50件程度あり、一定の利用がある。今後も法務局や人権擁護委員と協力、連携を図りながら、相談体制の充実を図っていく。
3. 虐待防止対策の充実			虐待の早期発見とDV等に迅速かつ的確に対応するため、地域住民や関係機関の連携により要保護児童対策地域協議会※や地域包括支援センター、基幹相談支援センターにおいて児童、高齢者、障がい者および配偶者等への虐待防止に努めます。	高齢福祉では、地域包括ケアシステムネットワークを活用し、虐待の早期発見・対応と擁護する家族への支援、地域における見守り支援を関係機関と連携して対応をしました。また、警察との間で連携シート「高齢者対応連絡票」を使用して情報共有を図り、対象者の安否確認や状況把握に迅速な対応を行いました。虐待対応マニュアルを作成し、関係機関と共有して支援体制の強化を図っています。子ども福祉では、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の予防、早期発見、早期対応に努め、児童相談所などの関係機関と連携し虐待防止を図ってきました。障がい者福祉では、障害者虐待防止センターを設置し、基幹相談支援センターにおいては相談・通報の窓口業務を行い、また相談支援事業所には障がい者虐待対応協力者として連携を図り、従来より障がい者虐待防止の強化を図りました。	継続	児童虐待については、虐待の発生予防、早期発見、早期対応、自立支援まで一連の対策の更なる強化に努めます。定住自立圏による「県央地域成年後見事業」における法人後見の推進と市民後見人育成の検討を進めてまいります。
4. 自殺予防対策の推進			啓発活動のほか、相談機関の周知徹底や連携強化、地域の人材育成等の研修に取り組み、リスクが高い方の早期発見と適切な支援ができる体制作り等を推進します。	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる「ゲートキーパー」の養成研修会を多くの人と触れ合う機会の多い市民や職員を対象に開催するとともに、自殺の主な要因として健康問題や経済問題があげられることから、病院やハローワークと連携し自殺予防週間や自殺対策強化月間に啓発活動を行ってきました。	拡充	平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、関係者が連携して自殺対策を総合的に推進するための計画を策定し、市民一人ひとりが安心して健やかに暮らせる笠間市を目指します。
5. 成年後見制度の普及			判断能力が十分でない人の財産管理、入院、介護や福祉サービスの利用、施設への入所等について、代理権等の権限が与えられた成年後見人が本人を保護支援する制度の普及に努めます。	親族がいない方などで成年後見制度の利用が必要な方の市長申し立ての手続きを行うとともに、権利擁護講演会を開催し、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用についての周知・啓発に取り組みました。成年後見制度利用促進のため要綱等を整備し、相談支援の充実を図りました。	拡充	日常生活自立支援事業を推進すると共に、成年後見制度においては、市及び県央地域定住自立圏の将来像に向けた連携協力により制度の普及啓発、支援を図ります。
6. 男女共同参画の推進			男女が互いに尊重しあい、家庭、地域や職場のそれぞれの場面で個性や能力を発揮できるように、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発活動を推進します。	固定的な役割分担意識の解消や男女共同参画の必要性について理解を深めるための講座の開催、推進作品の募集、男女共同参画に関する法律や制度の周知などを実施しました。また、男女共同参画推進月間である11月に、フォーラムなどの意識啓発事業を実施しました。	継続	29年度は最近の社会動向と本市の現状に即した新たな視点での第3次男女共同参画計画を策定する。女性活躍推進計画やDV対策基本計画を一体化した計画として、女性の人材育成やワーク・ライフ・バランスの推進、DV被害者への支援などの施策を展開していく。

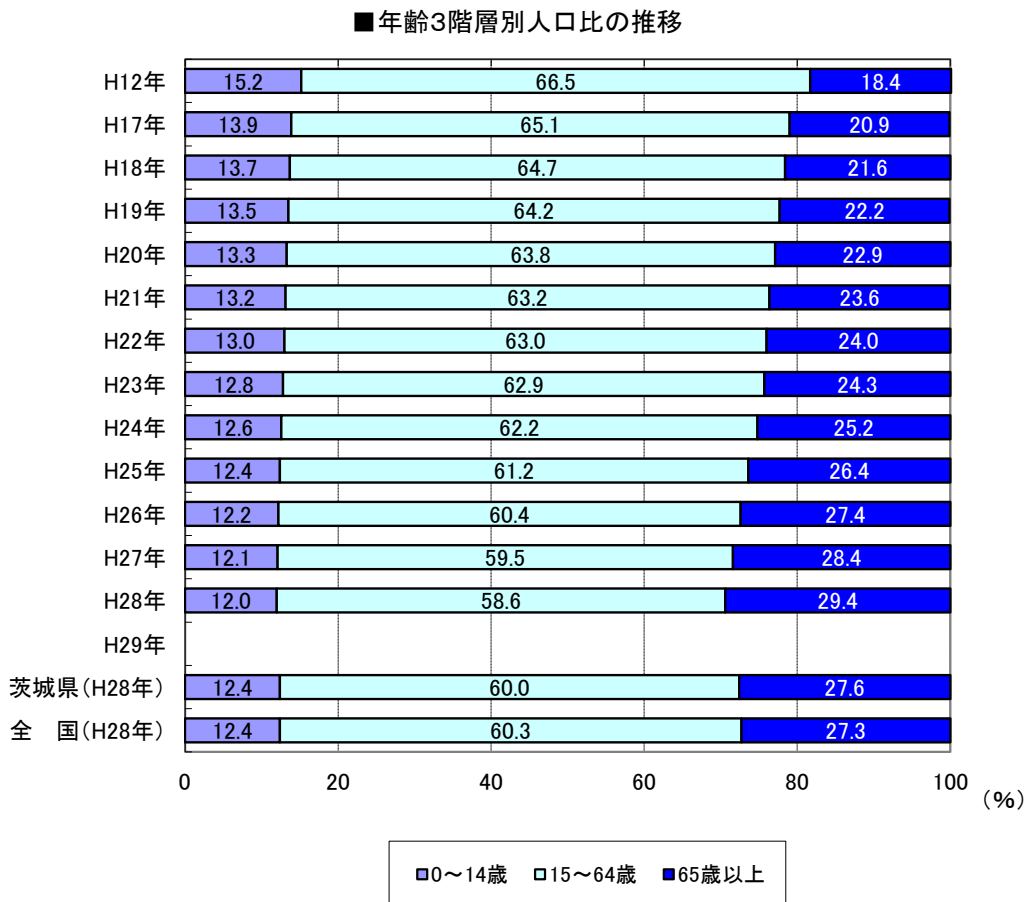
笠間市の概況

資料 2

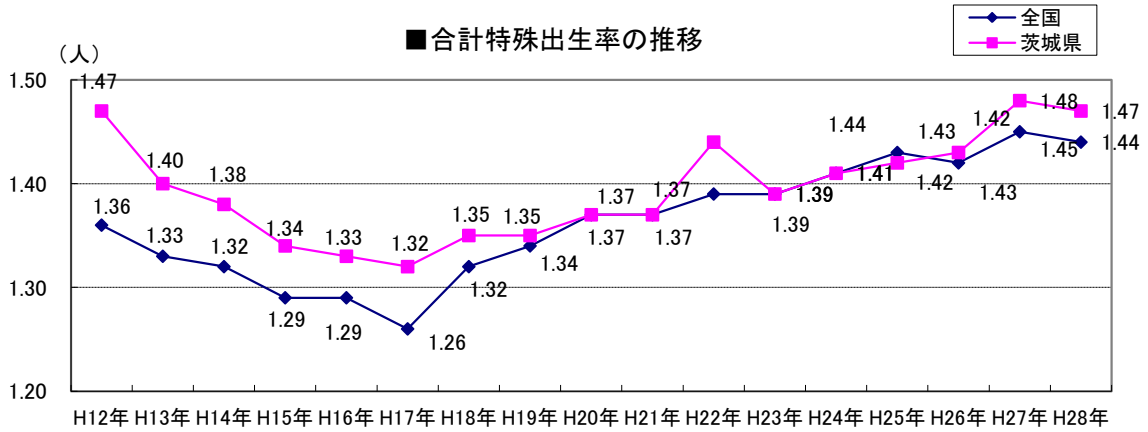
1.人口・世帯数の推移



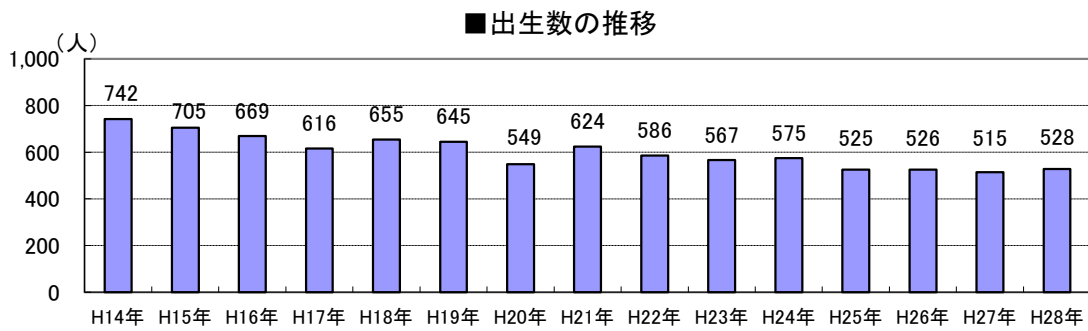
資料：全国・茨城県—総務省人口推計月報 各年10月1日現在
 笠間市—H12,17,22,27は国勢調査, その他の年は常住人口調査



2.出生率・出生数の推移

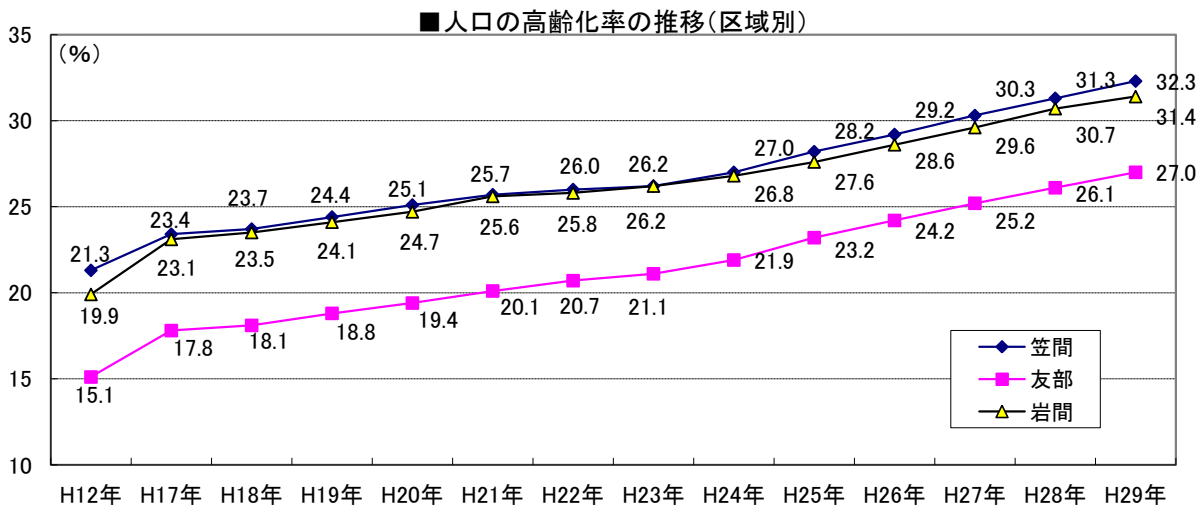


資料：人口動態統計（年単位）



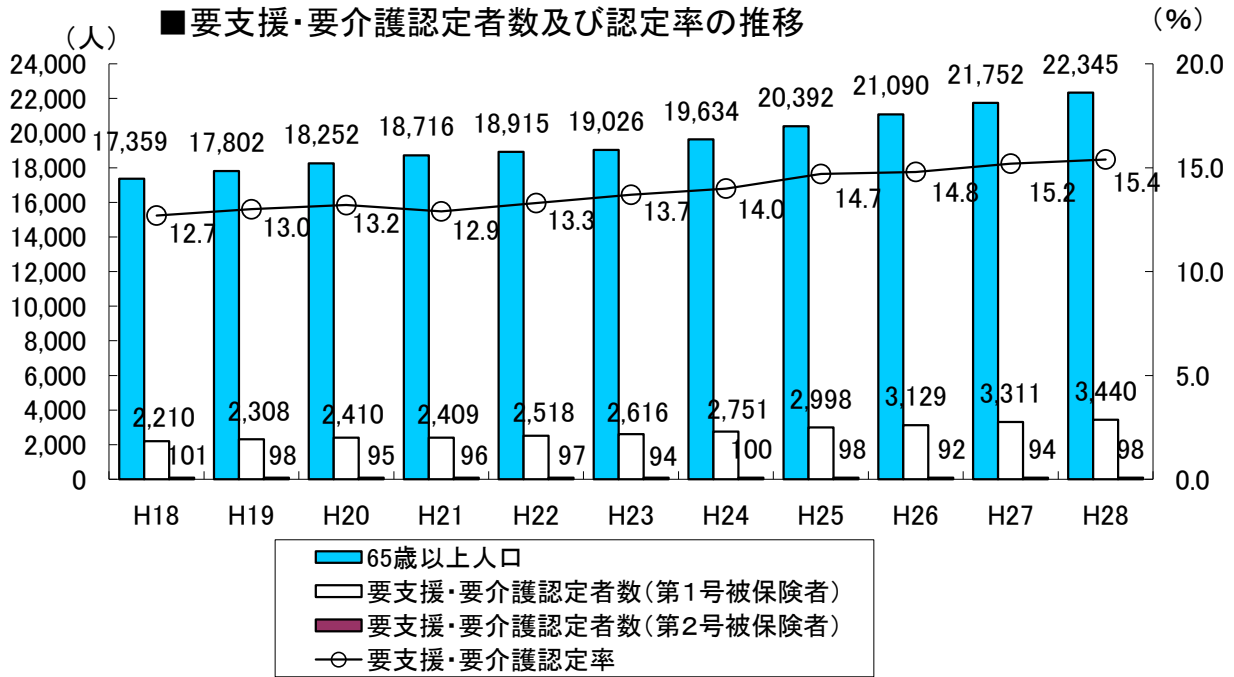
資料：人口動態統計（年単位）

3.高齢化率の推移



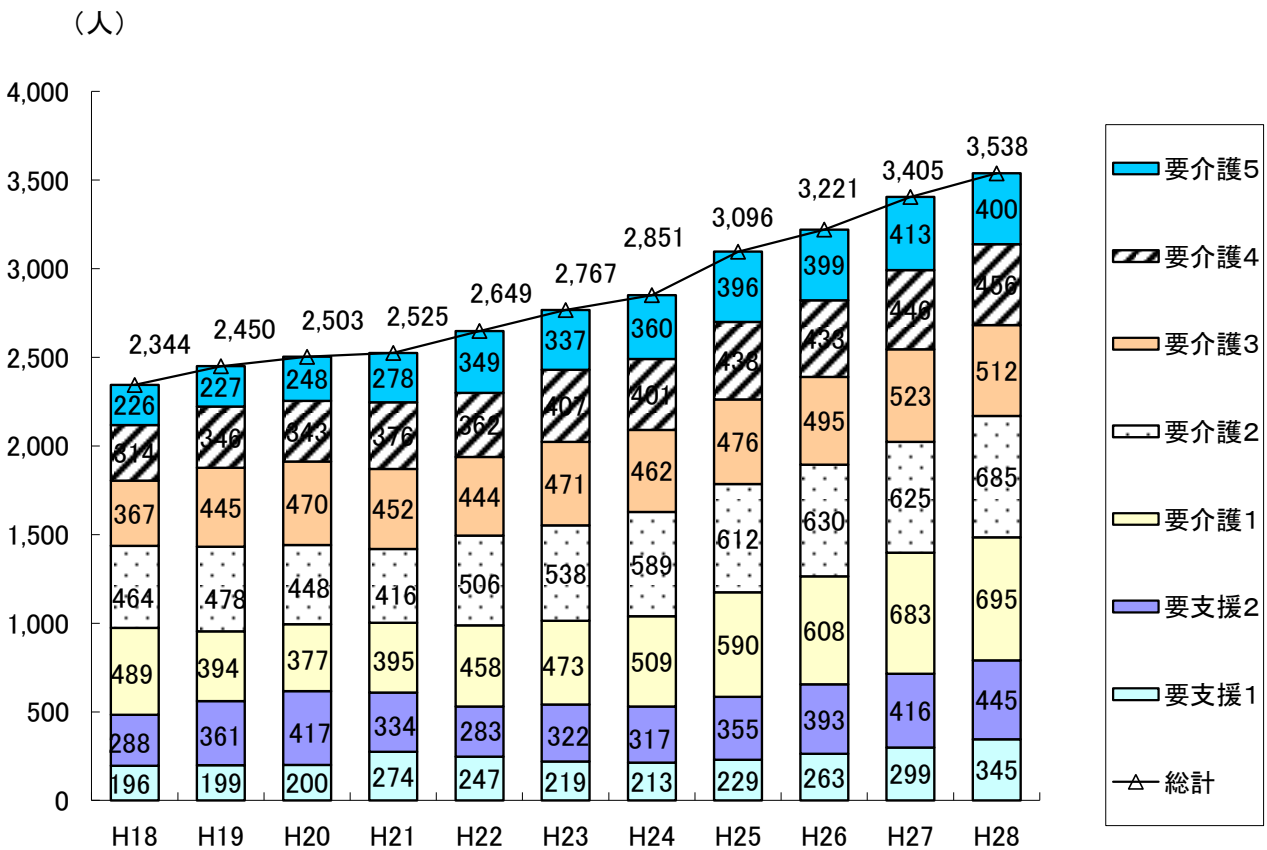
資料：H12,17は国勢調査 H18以降は住民基本台帳（10月1日現在）

4.要支援・要介護者の推移



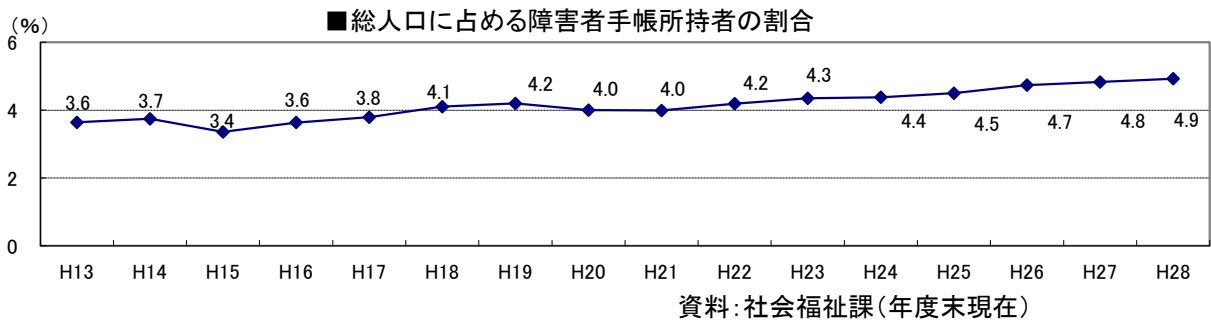
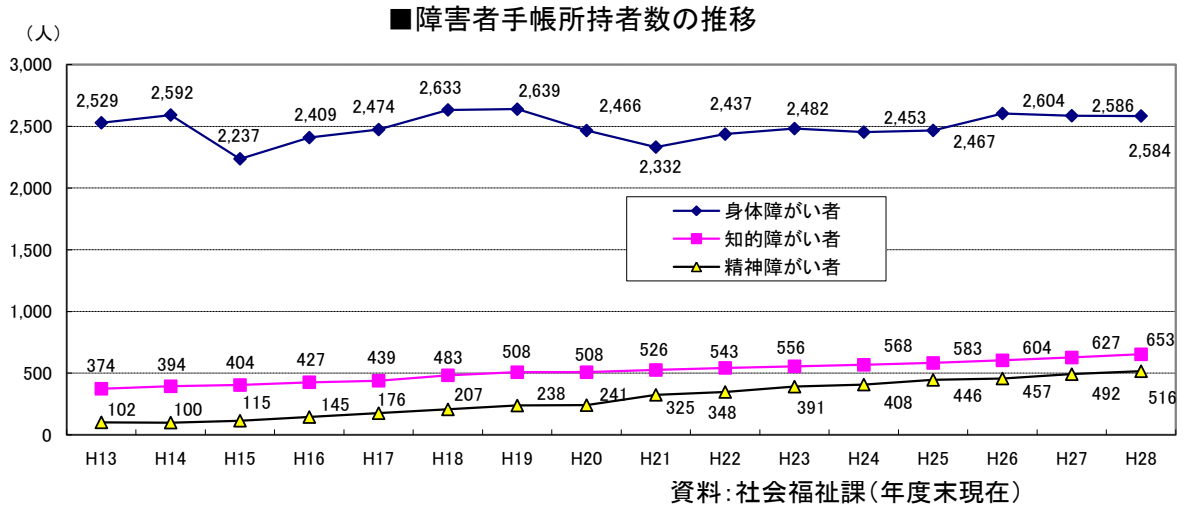
資料:介護保険事業状況報告(10月現在)

■要支援・要介護度別認定者数の推移

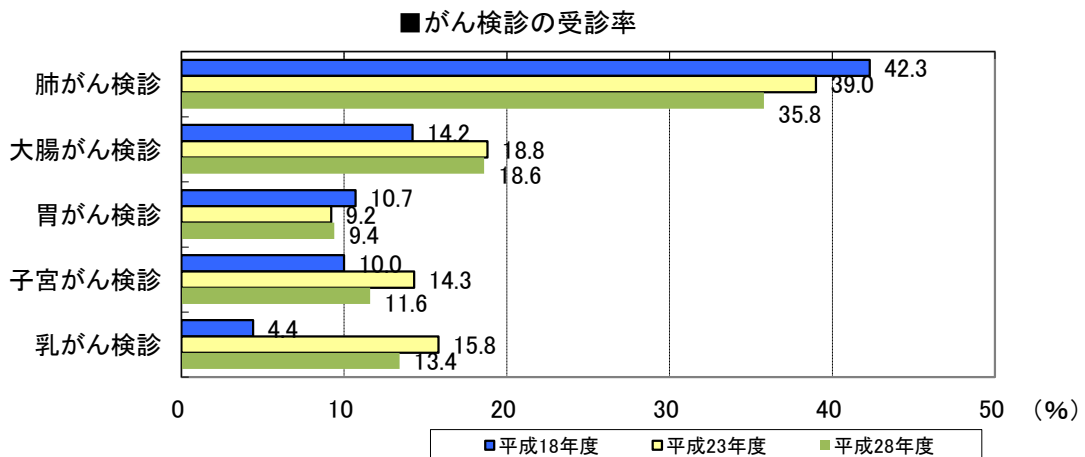
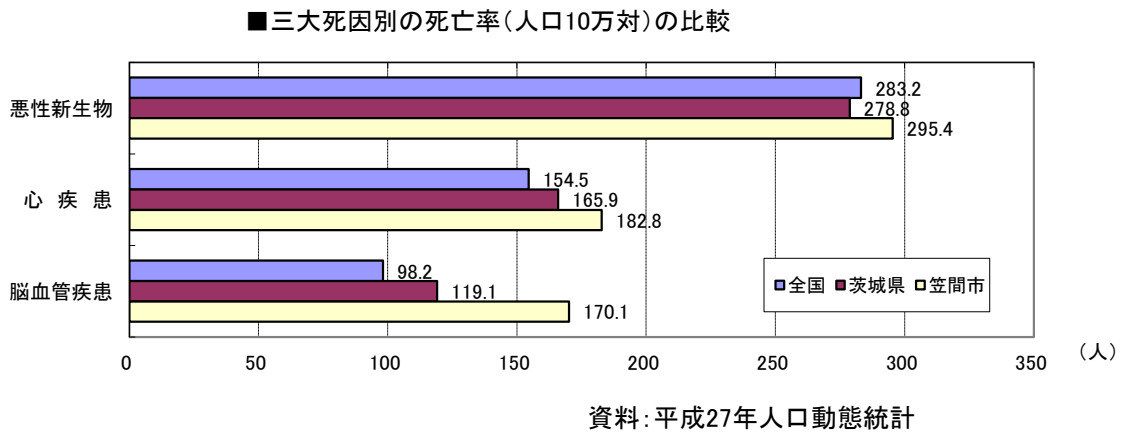


資料:介護保険事業状況報告(10月現在)

5.障害者の推移



6.保健医療に関する指標



7.その他地域福祉に係わる指標

■ ボランティアサークルの状況

活動分野	サークル数		
	H18.4.1現在	H24.4.1現在	H29.4.1現在
高齢者（配食等）サークル活動	26	28	20
高齢者（交流）サークル活動	4	22	25
高齢者（施設）サークル活動	6	6	6
障害者関連サークル活動	15	18	16
幼児・児童・生徒サークル活動	7	2	2
その他のサークル活動	22	9	18
合計	80	85	87

資料：笠間市社会福祉協議会

■ 福祉関係NPO法人の状況

活動分野	法人数		
	H18.4.1現在	H24.12末現在	H28.12末現在
高齢者・障害者・子どもの3分野対象の法人	5	5	4
障害者分野のみ対象の法人	0	5	5
子ども分野のみ対象の法人	0	7	10
その他の分野の法人	0	1	0
合計	5	18	19

資料：市民活動課

自殺者の状況

	H25	H26	H27	H28
笠間市	21	14	17	13
茨城県	615	570	550	482
全国	27,283	25,427	24,025	21,897

資料：警察庁 発見地・発見日

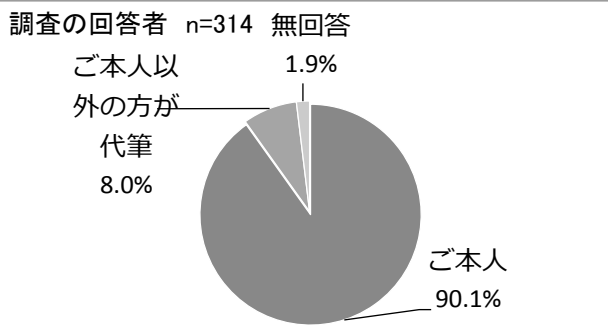
笠間市第3次地域福祉計画 アンケート調査結果報告 (速報版)

調査の対象者：18歳から79歳の笠間市民800名

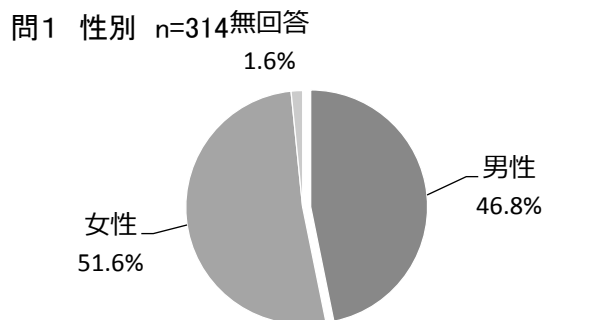
調査期間：平成29年9月20日(水)～平成29年10月9日(月)

回収結果：平成29年10月12日(木)現在 314件 39.3%

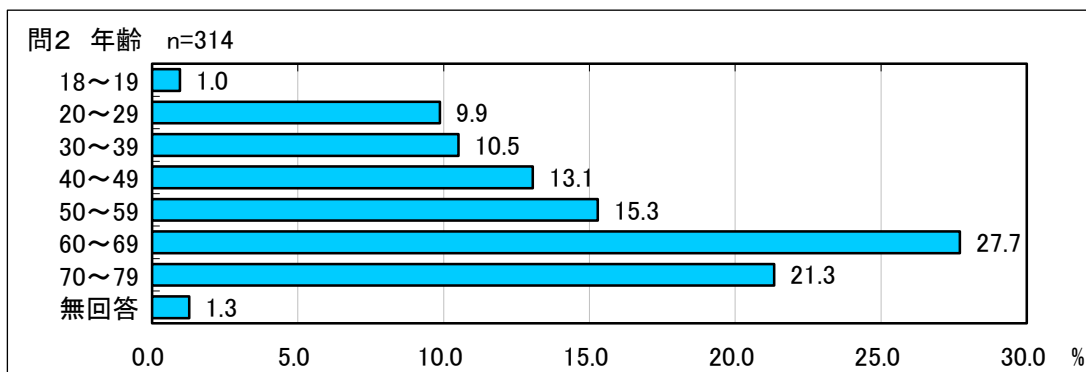
■ この調査に回答されるのはどなたですか。
 (ご本人が回答できない場合、ご本人の意思を尊重して、家族または介護者の方が代わりにご回答ください。)



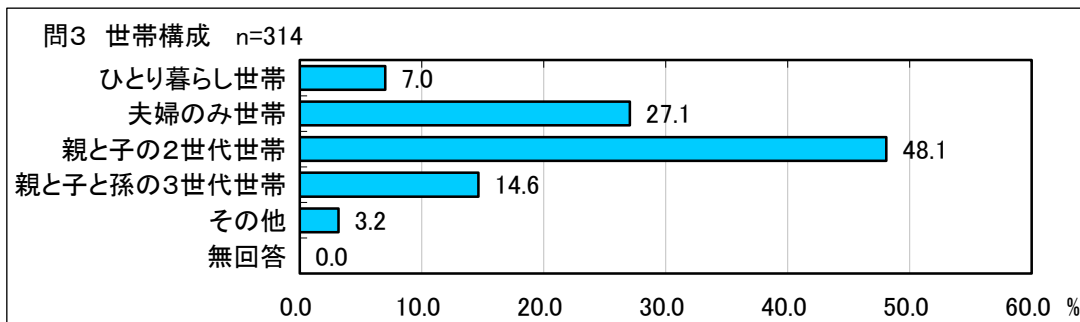
問1 あなた(あて名のご本人。以下同じ)の性別はどちらですか。



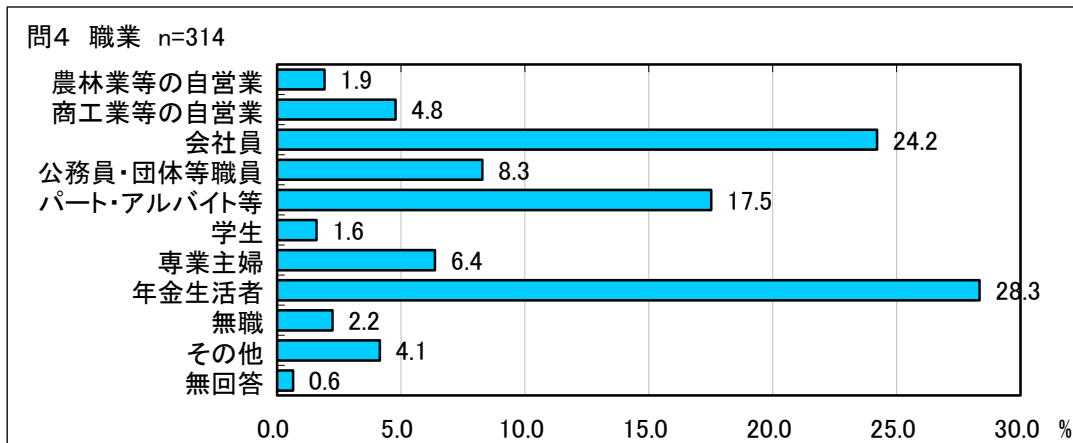
問2 あなたの年齢は何歳ですか。



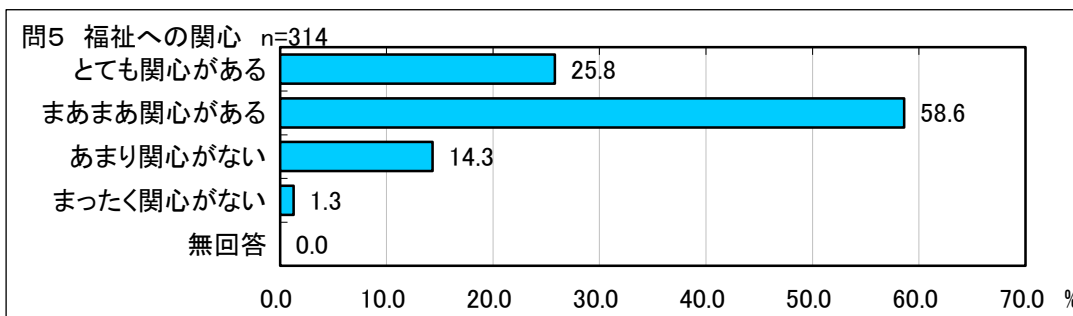
問3 あなたの世帯は次のどれですか。1つだけ選んで○をつけてください。



問4 あなたの職業は次のどれですか。1つだけ選んで○をつけてください。

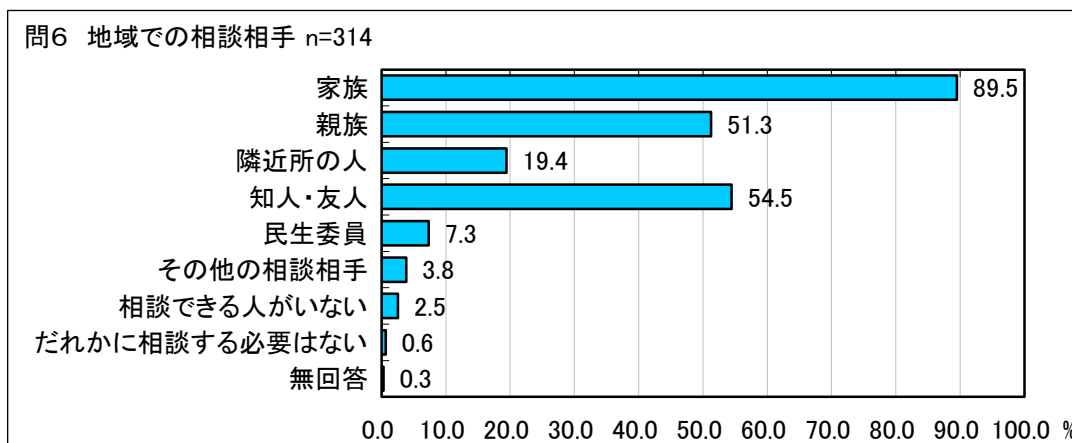


問5 あなたは「福祉」に関心をお持ちですか。1つだけ選んで○をつけてください。

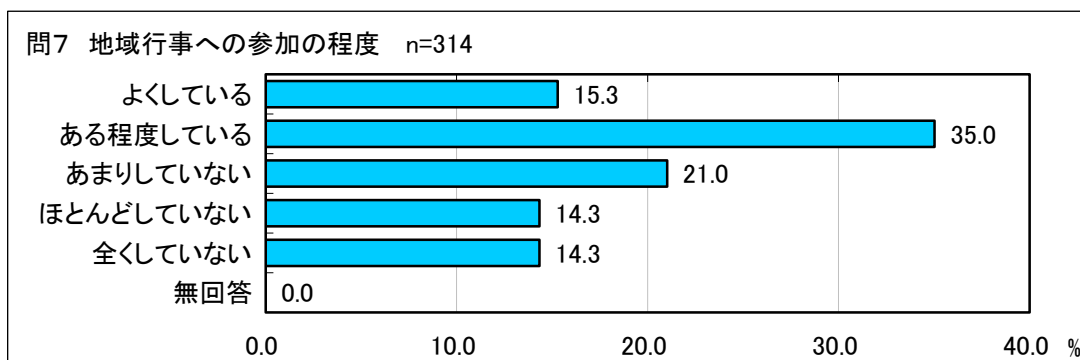


「地域」についてあなたの思いをおたずねします

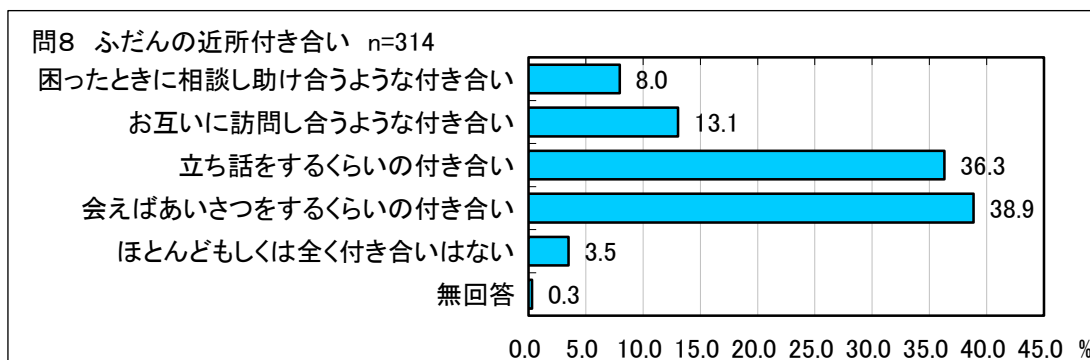
問6 あなたは地域で生活するうえで、困ったときにだれに相談しますか。3つまで選んで○をつけてください。



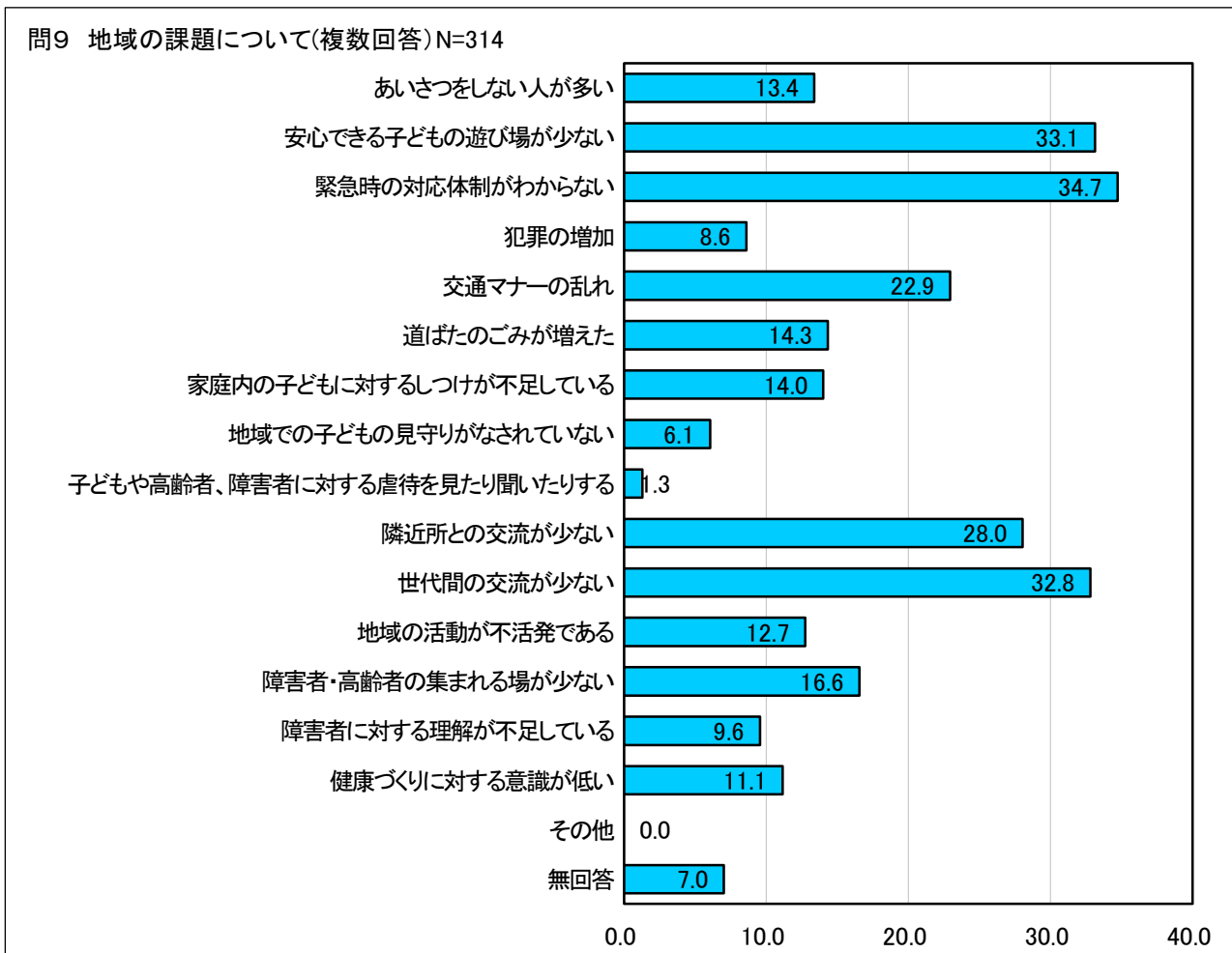
問7 あなたは地域の行事や活動などに参加・協力していますか。1つだけ選んで○をつけてください。



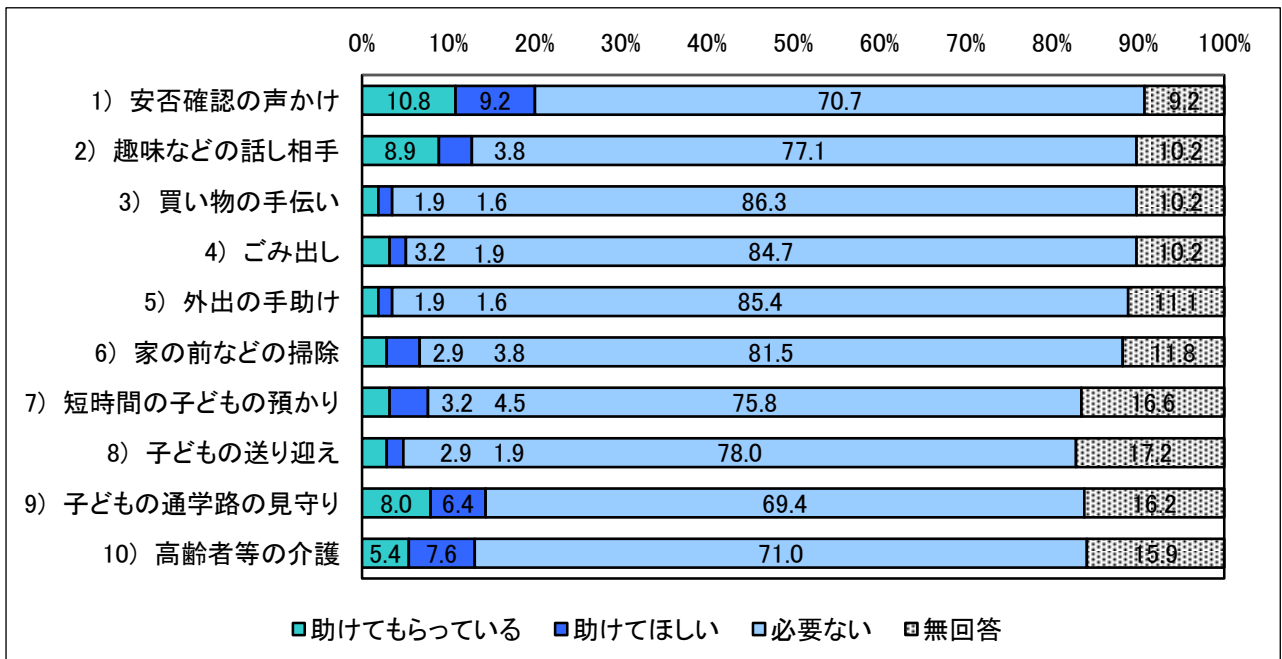
問8 あなたは、ふだん近所の方とどの程度のお付き合いをされていますか。1つだけ選んで○をつけてください。



問9 現在、あなたの住んでいる地域にはどのような問題や課題があると感じていますか。あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。

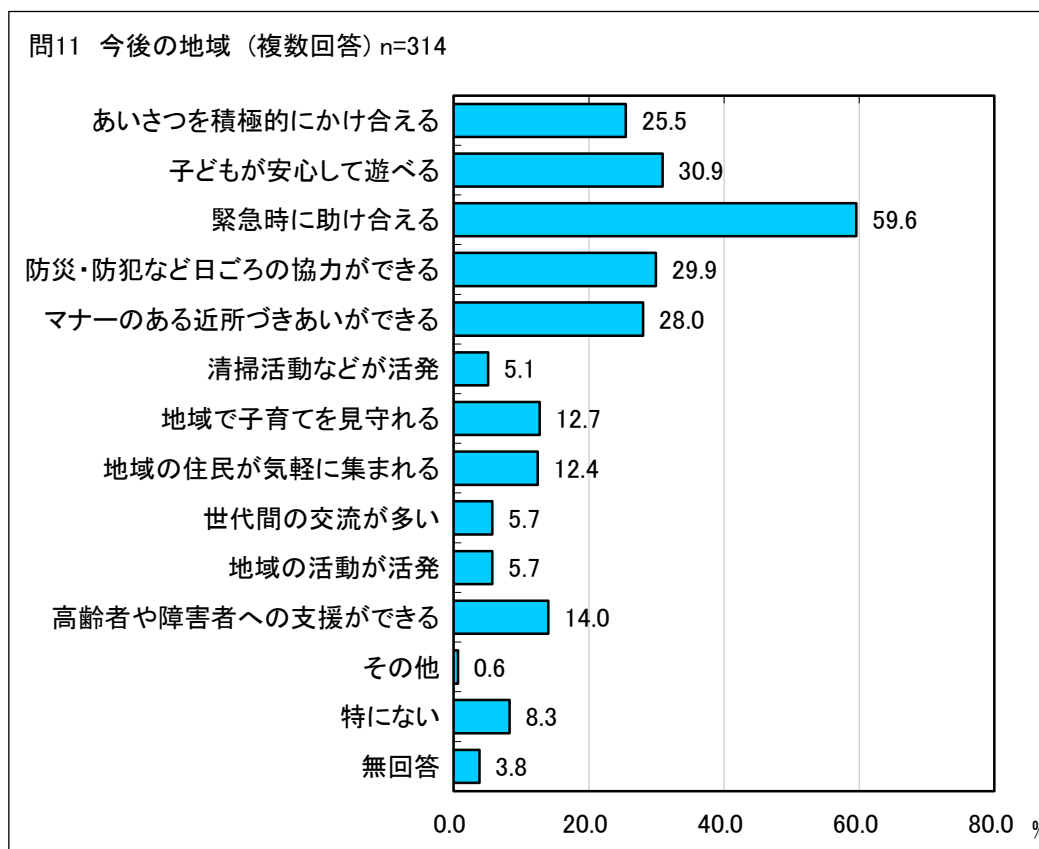


問10 現在、あなたは日常生活の中で、次の項目のうち、地域の人に助けてもらっていることや、助けてほしいことがありますか。(1)～(10)ではあてはまる番号欄に○を、(11)では内容を記入してください。(N=314)



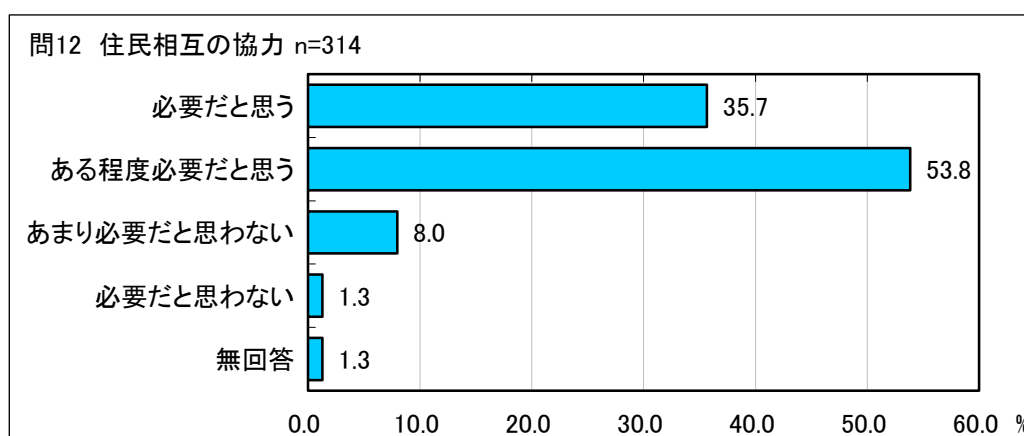
○地域の人に助けてもらっていること ボランティアで支援していただきたい
 ○地域の人に助けてもらいたいこと 障がい者の理解をしていただきたい

問11 今後、あなたは地域をどのようにしていきたいですか。あてはまるものを3つまで選んで○をつけてください。



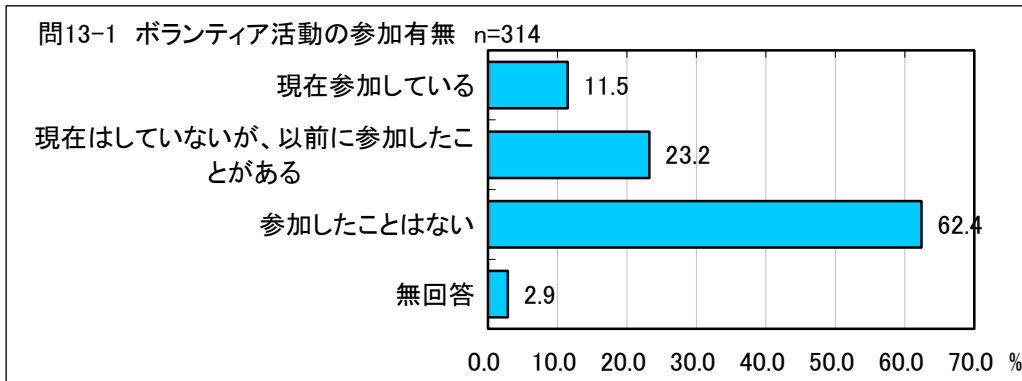
○その他 ・子育ての思いを持つ余裕をもちかぎっりにしたくない。

問12 あなたは地域社会で起こる問題に対して、住民相互の自主的な協力関係が必要だと思いますか。1つだけ選んで○をつけてください。

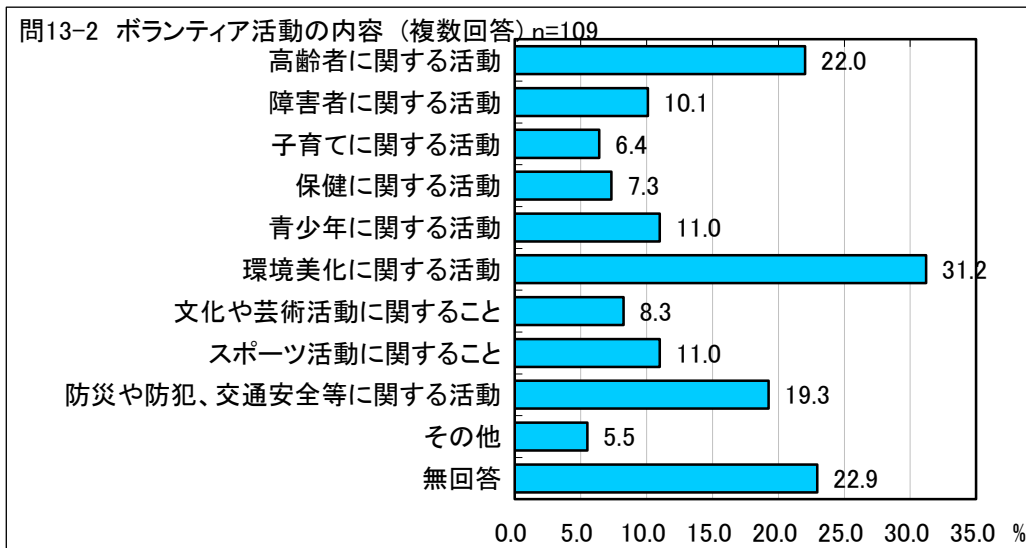


「ボランティア活動」についてあなたの思いをおたずねします

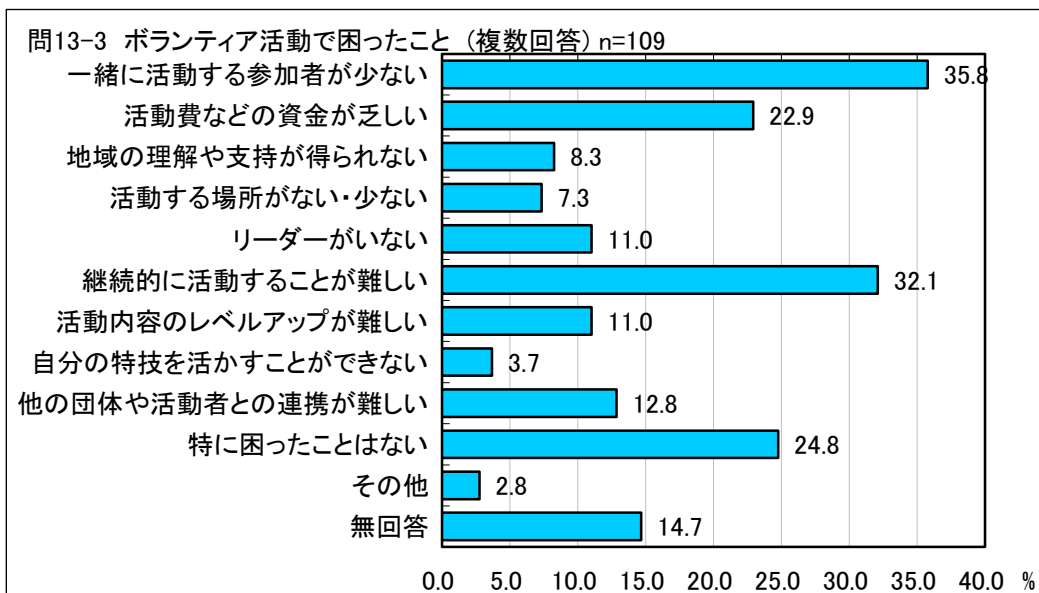
問13-1 あなたは今までボランティア活動に参加したことがありますか。1つだけ選んで○をつけてください。



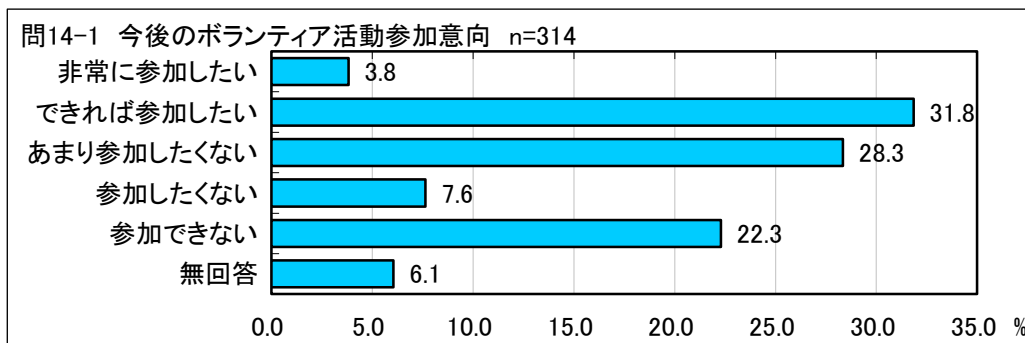
問13-2 問13-1で「1」「2」（参加）と回答された方におたずねします。どんな活動をされましたか。あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。



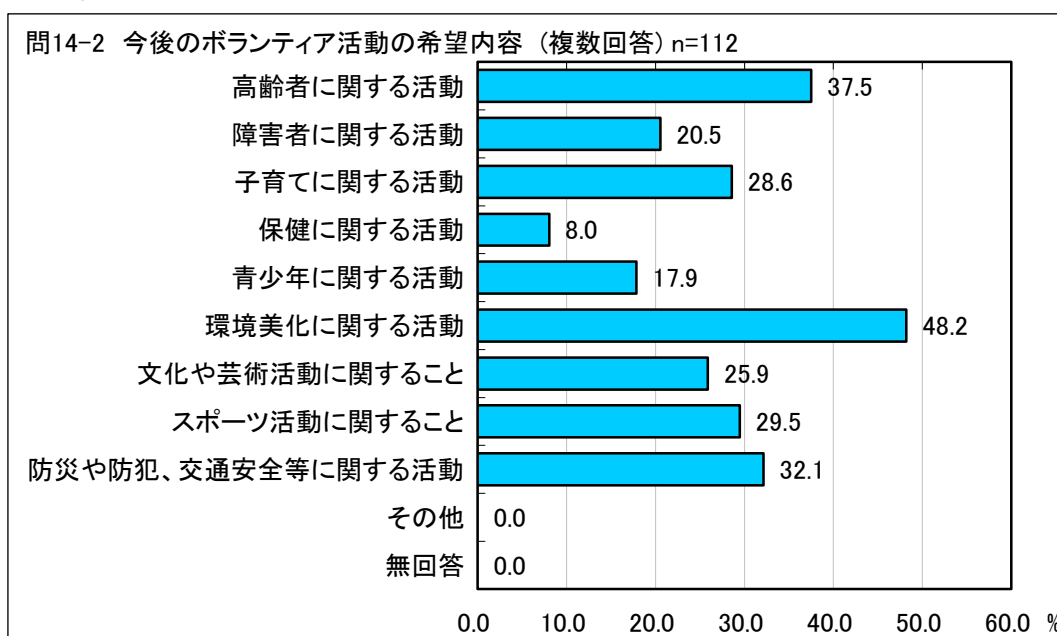
問13-3 問13-1で「1」「2」（参加）と回答された方におたずねします。活動の中で困ったこと、苦労したことがありますか。あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。



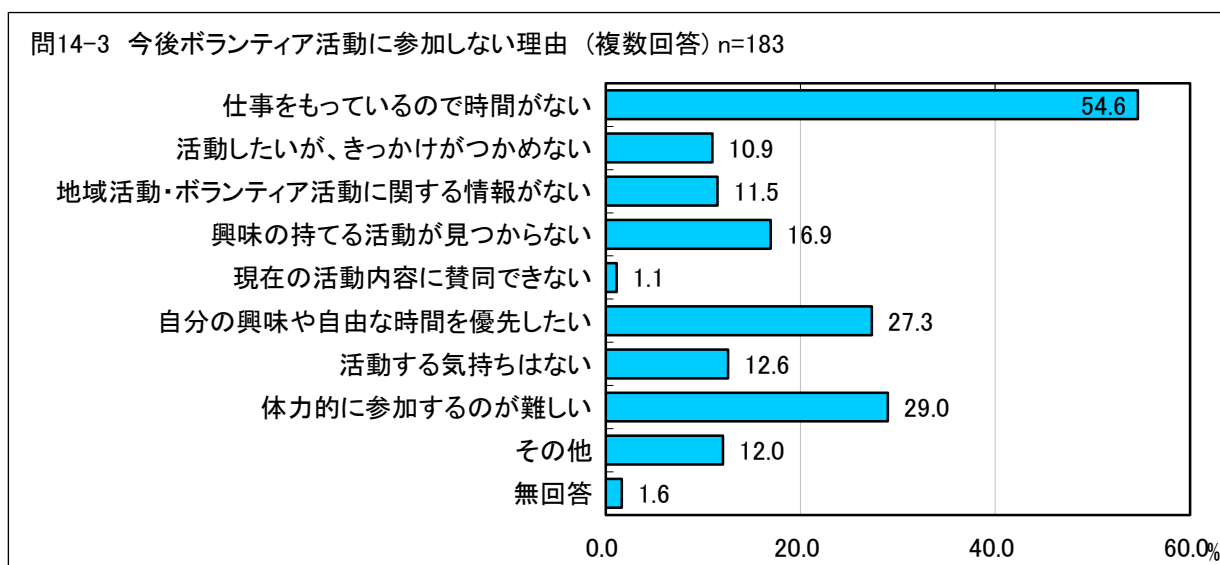
問14-1 今後、あなたはボランティア活動に参加したいと思いますか。あてはまるものを1つだけ選んで○をつけてください。



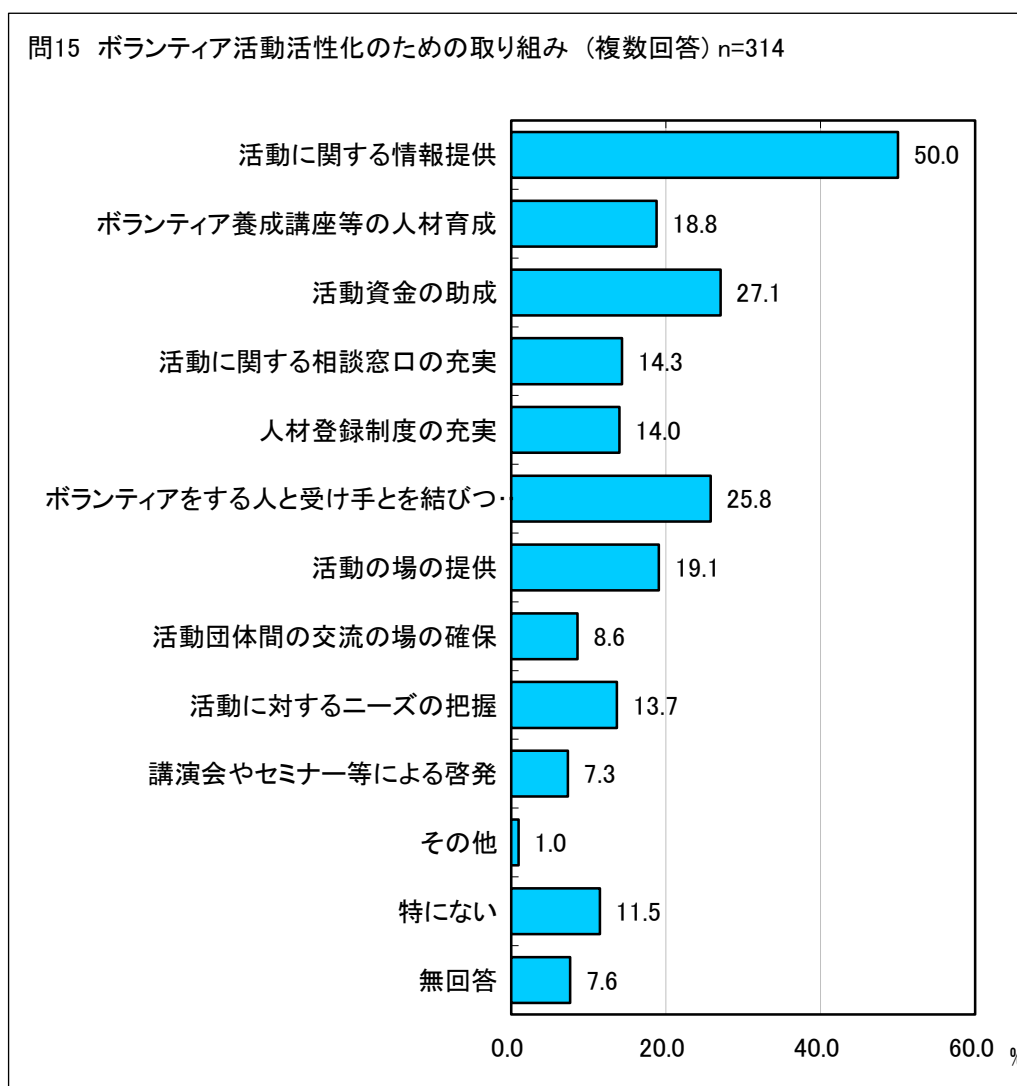
問14-2 問14-1で「1」「2」(参加)と回答された方におたずねします。どんな内容に参加したいですか。あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。



問14-3 問14-1で「3・4・5」(不参加)と回答された方におたずねします。参加できない、参加したくない理由は何ですか。あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。

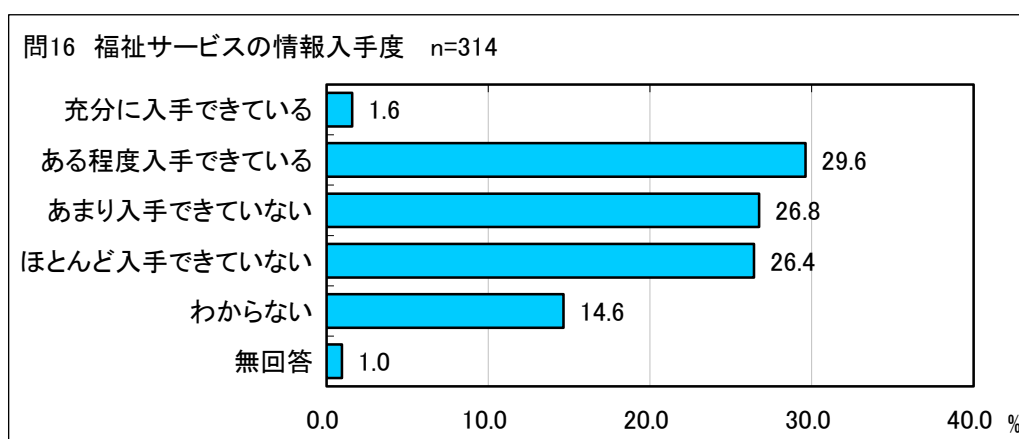


問15 ボランティア・NPO※1活動等を活性化するためには、行政・関係機関はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。あてはまるものを3つまで選んで○をつけてください。

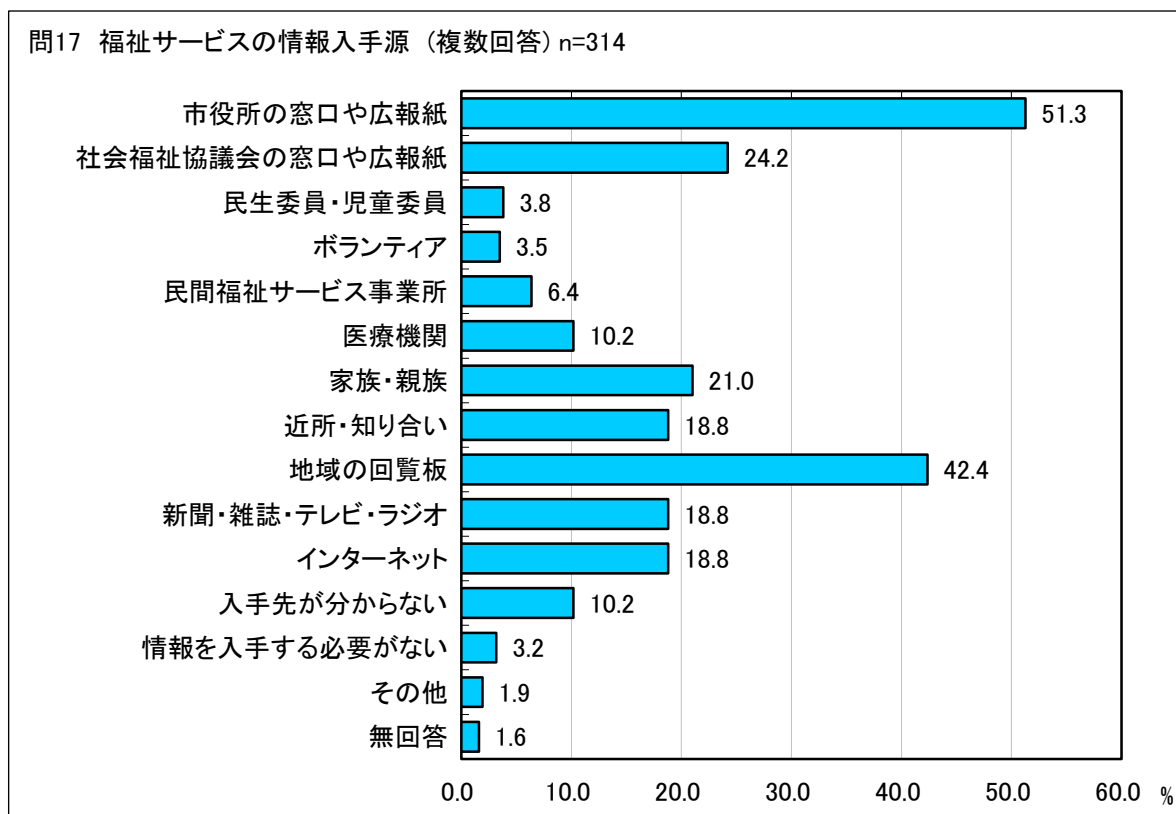


福祉サービス全般についておたずねします

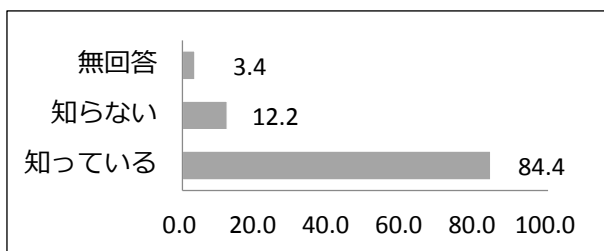
問16 あなたは、福祉サービスに関する情報をどの程度入手できていると感じていますか。1つだけ選んで○をつけてください。



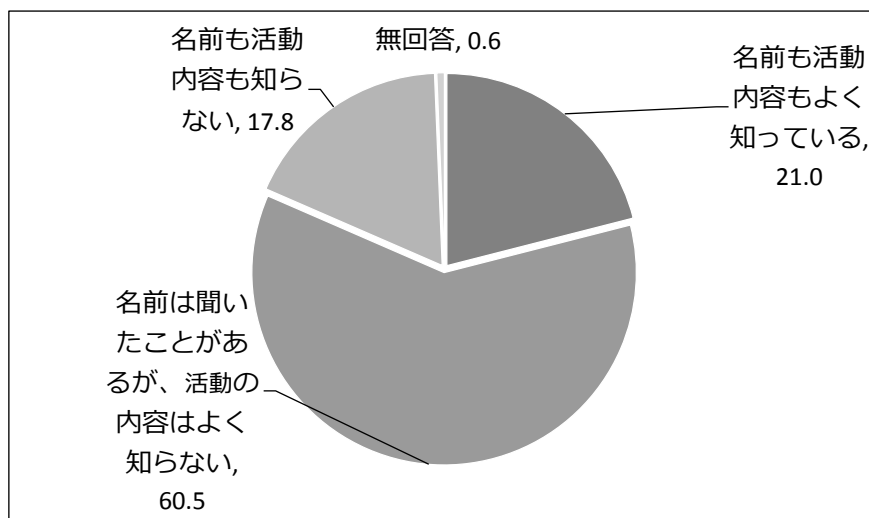
問17 あなたは、福祉サービスに関する情報を主にどこから入手していますか。あてはまるものをすべて選んで○をつけてください。



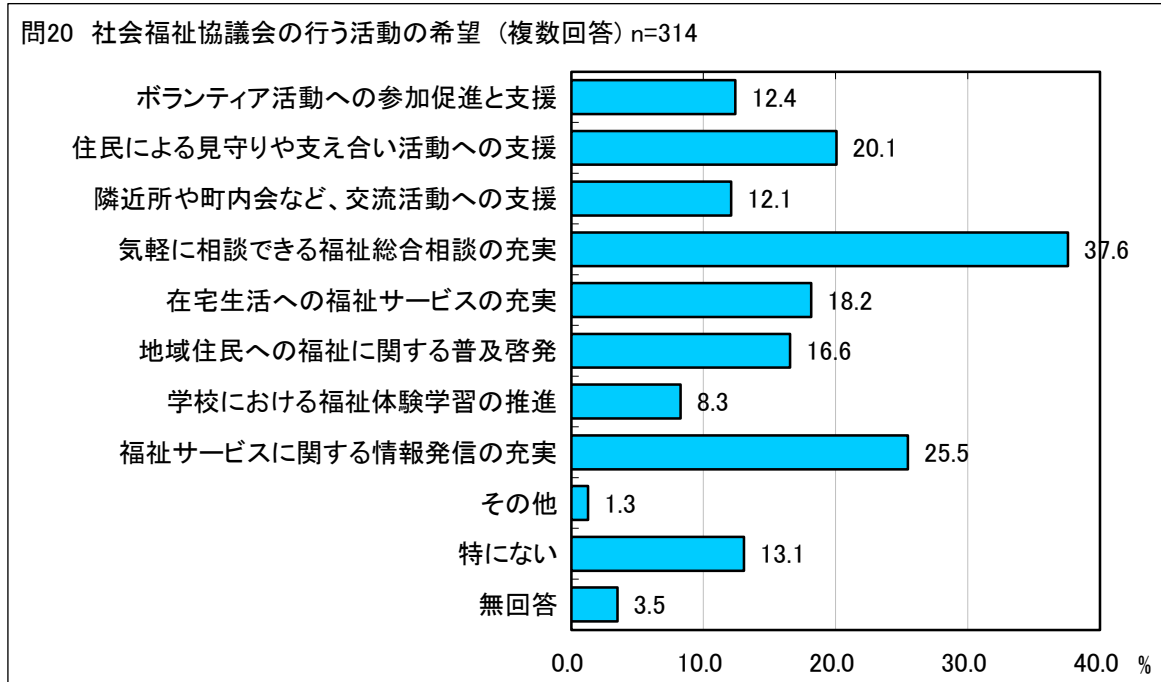
問18 あなたがお住まいの地域の担当民生委員・児童委員をご存じですか。



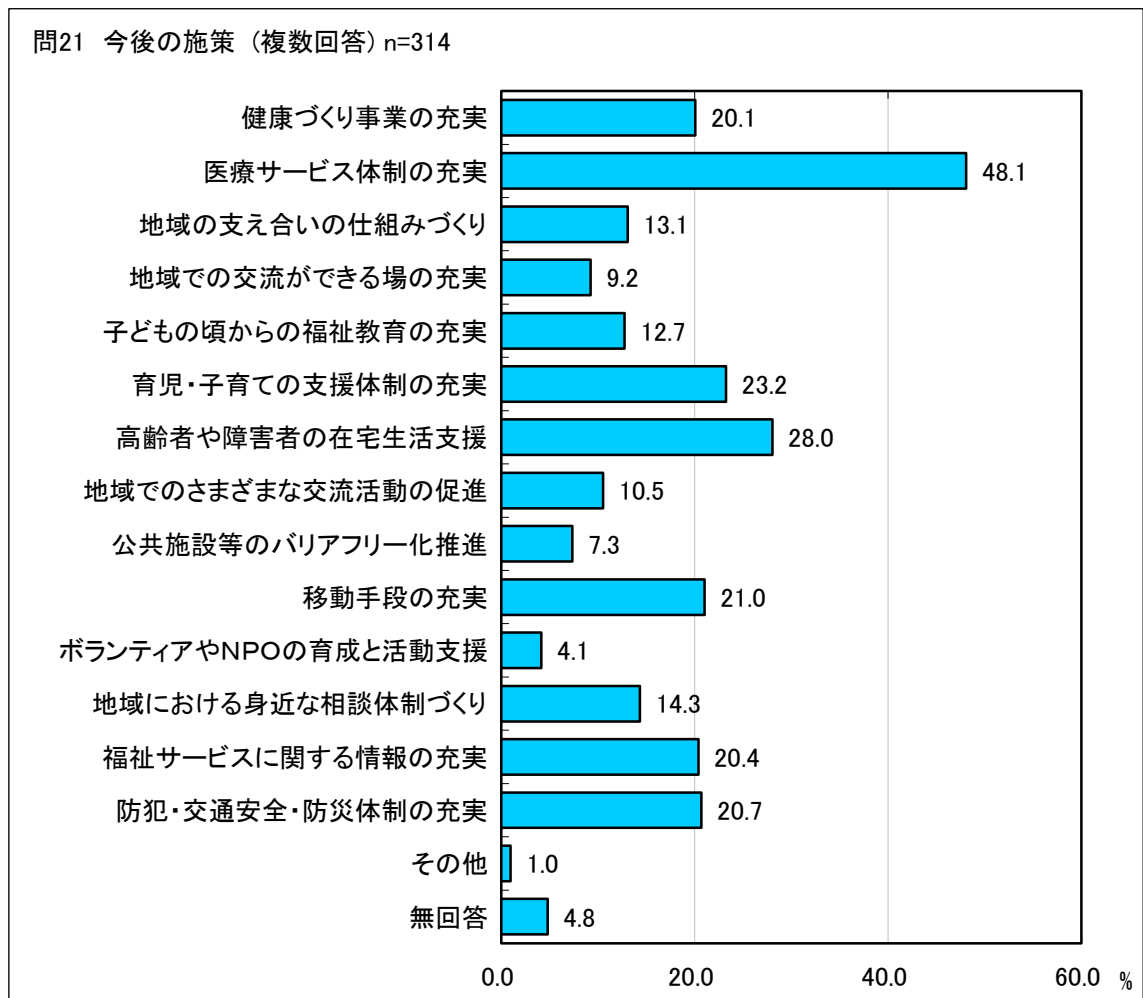
問19 あなたは「社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会」をご存じですか。1つだけ選んで○をつけてください。



問20 今後、社会福祉協議会の行う活動・支援として、充実してほしいものはどれですか。あてはまるものを2つまで選んで○をつけてください。

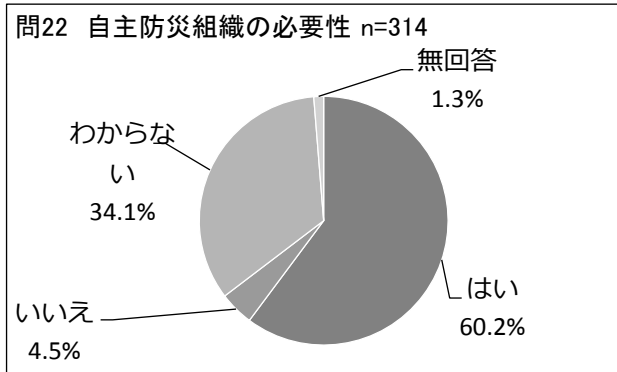


問21 今後、地域福祉を進めるために笠間市はどのような施策に取り組んでいくべきだと思いますか。優先度が高いと思うものを上位3つまで選んで○をつけてください。

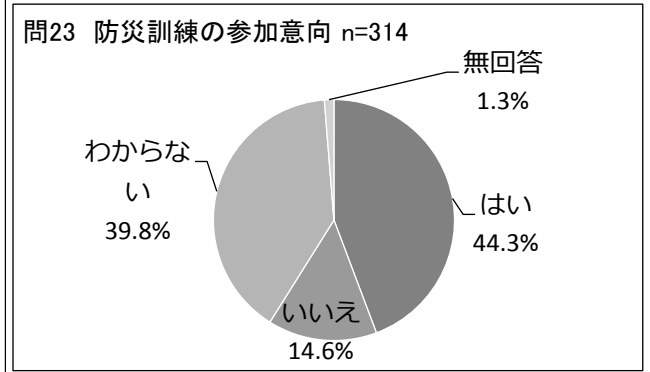


防災についておたずねします

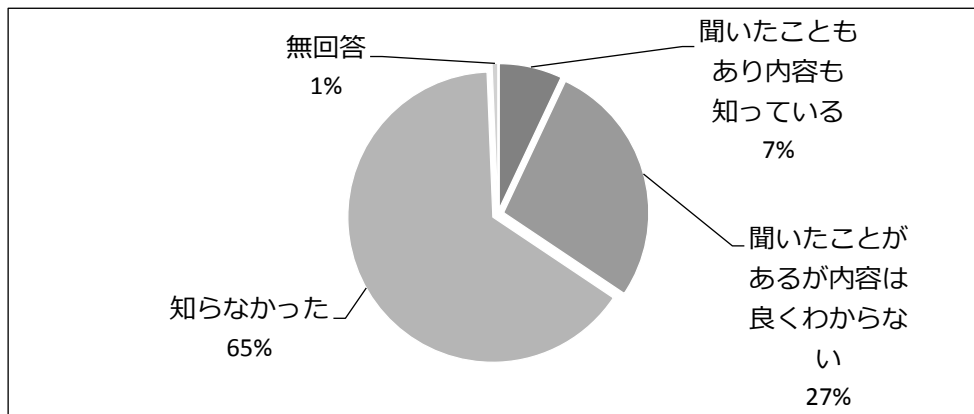
問22 地域の自主防災組織は必要ですか。1つだけ選んで○をつけてください。



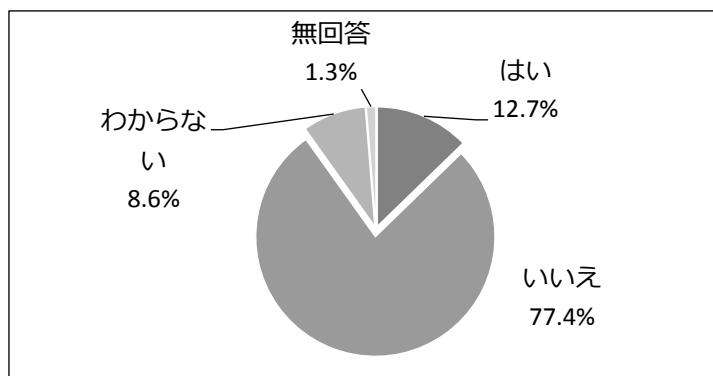
問23 地域での防災訓練を実施した場合、参加しますか。1つだけ選んで○をつけてください。



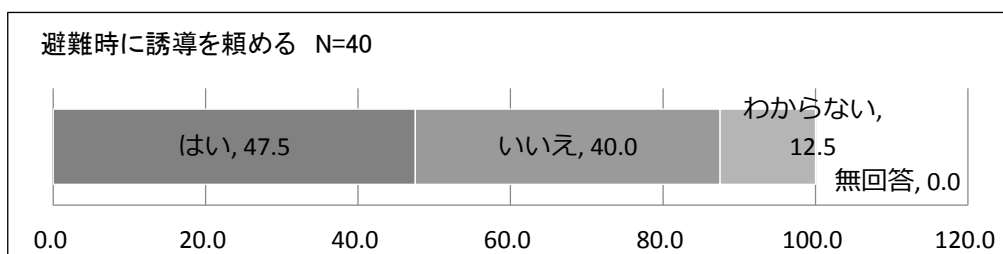
問24 災害時などの緊急時に、高齢者世帯や障がいのある人などの支援を要する方に地域の方と協力して避難支援を行う「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」があることをしていますか。1つだけ選んで○をつけてください。(N=314)



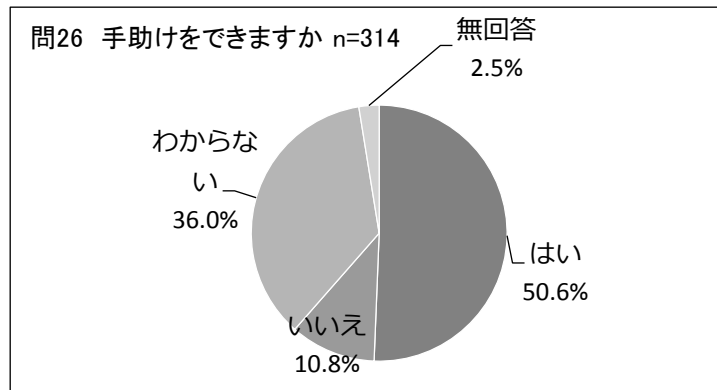
問25-1 あなたは災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要ですか。1つだけ選んで○をつけてください。(N=314)



問25-2 問25-1で「1」(はい)と回答された方におたずねします。手助けを頼める方はありますか。

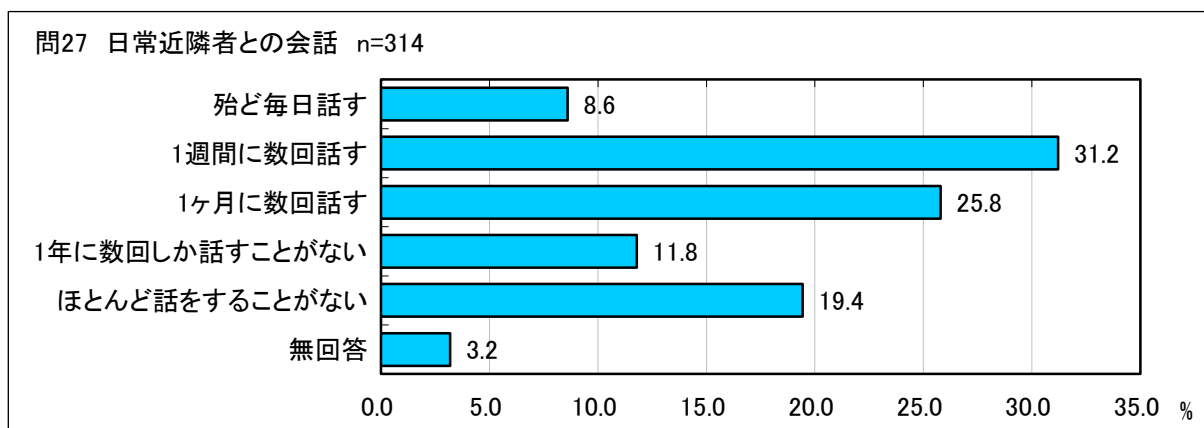


問26 あなたは災害などの緊急時に、周りに高齢者世帯や障がいのある人などがいた場合、その方の避難等の手助けができますか。1つだけ選んで○をつけてください。

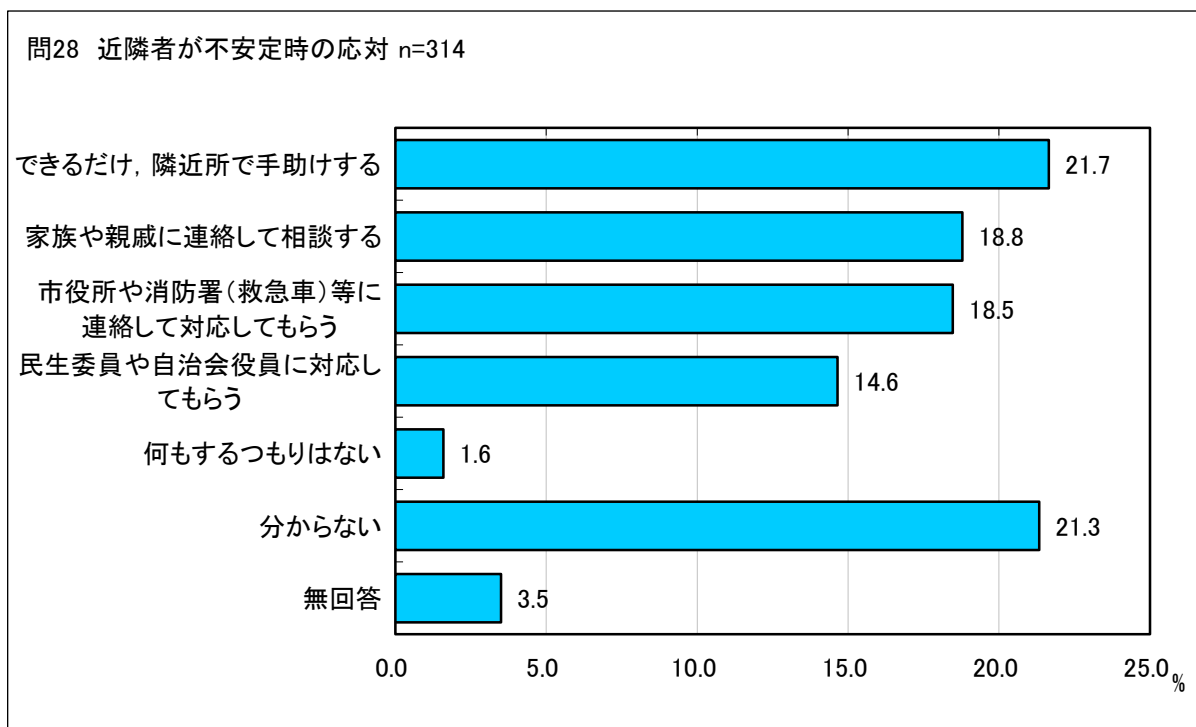


経済的困窮、貧困問題（生活困窮）についておたずねします

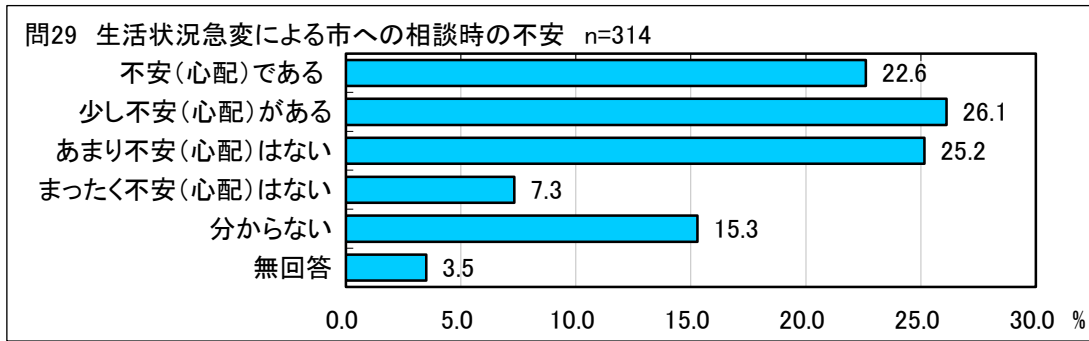
問27 日ごろ、近所の方とどの程度会話しますか。



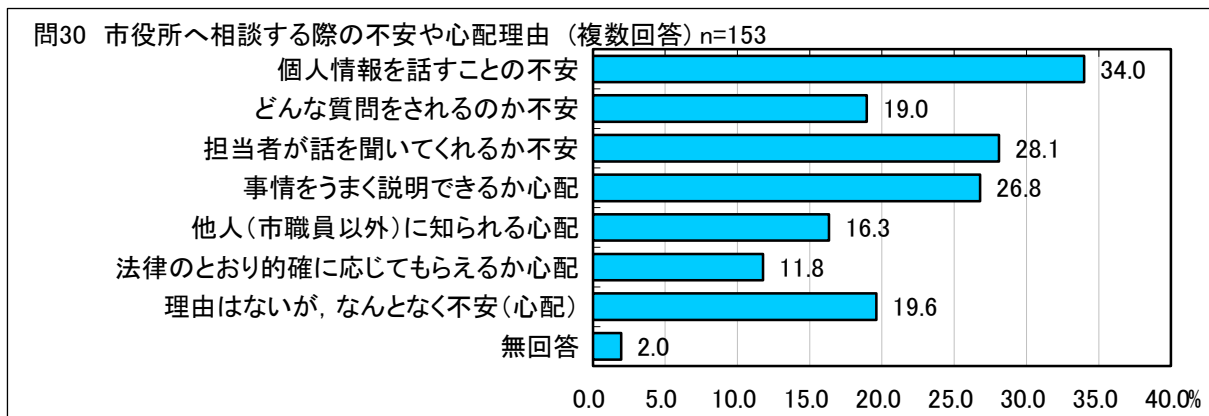
問28 近所の方が、健康など暮らしぶりに差し迫った不安がある様子の時はどのようにしますか。



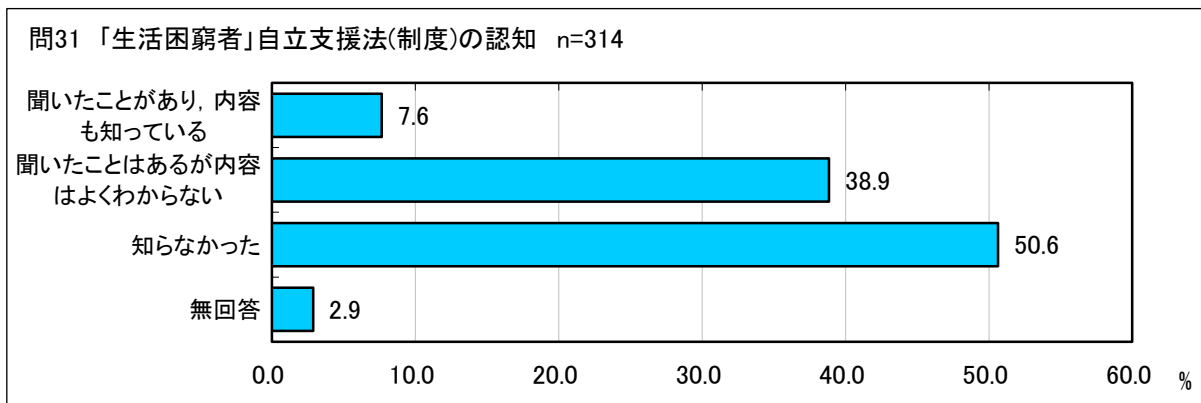
問29 生活状況が急変し、生活費に困るようになった場合に、市役所へ相談する際の不安についてお聞きします。



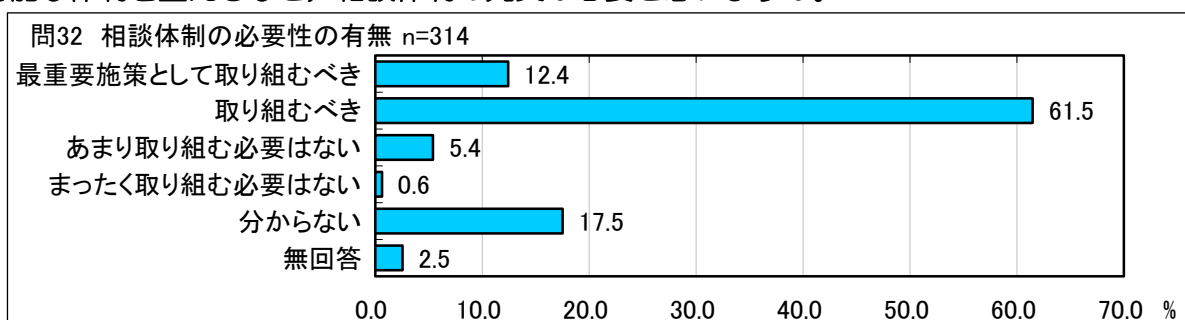
問30 問29で「不安(心配)である」「少し不安(心配)がある」と回答された方は、市役所へ相談する際にどのような不安や心配がありますか。



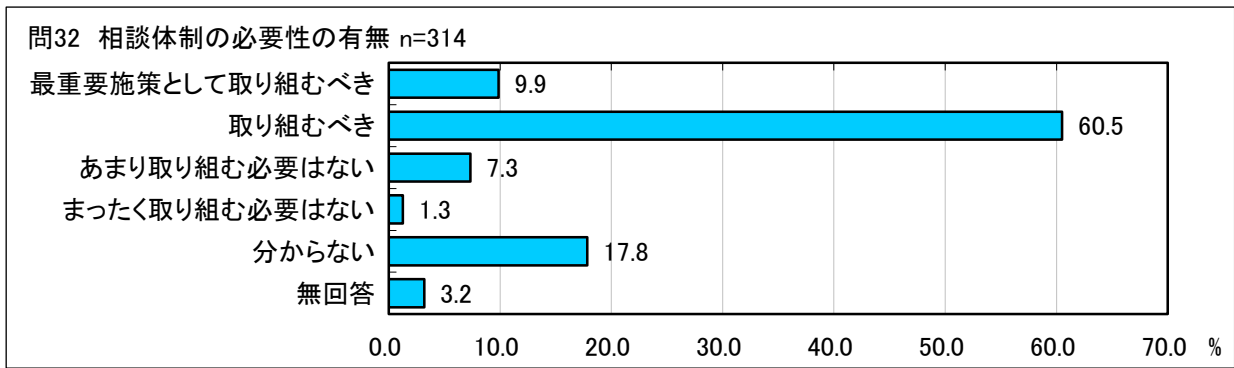
問31 失業や就職活動の行き詰まり等の事情で経済的な困窮状態に陥っている方(生活困窮者)に対して、自立に関する相談支援や就労に関する支援を実施することにより「自立の促進」を図ることを目的とした「生活困窮者自立支援法(制度)」について知っていますか。



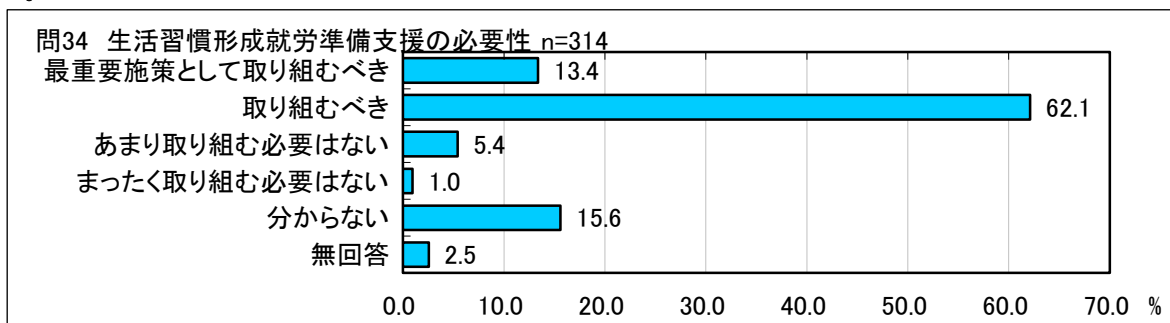
問32 生活困窮者自立支援制度について、相談窓口を設置したり、相談者の状態にあった対応が可能な体制を整えるなど、相談体制の充実が必要と思いますか。



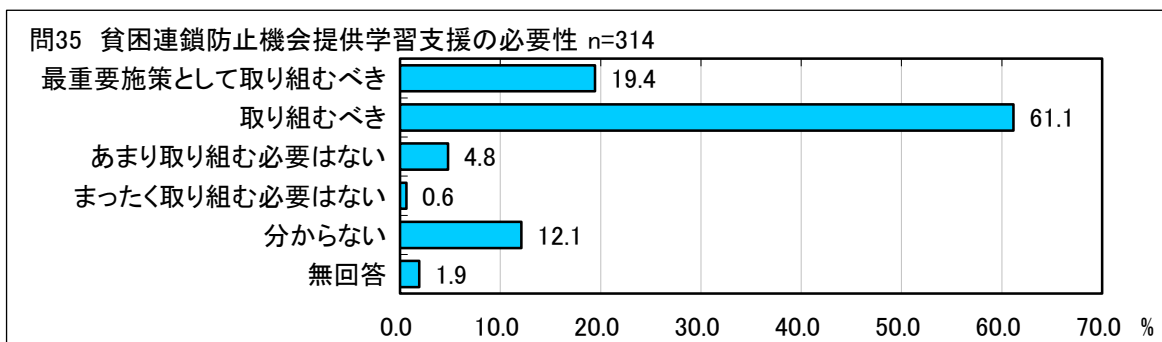
問33 生活困窮者自立支援制度には、何らかの理由によって住居を失ったりその恐れがある人に対して、一定期間に限ってその費用を支給する事業が必要と思いますか。



問34 生活困窮者及び生活保護受給者に対して、生活習慣形成、就労に必要な社会的能力の習得、就労に向けた技法や知識の習得などを計画的に支援する就労準備のための支援が必要と思いますか。

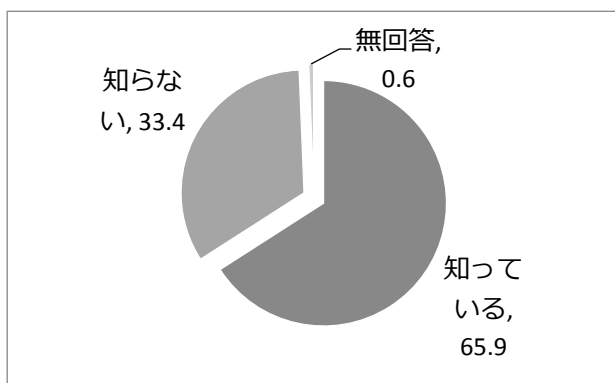


問35 貧困の連鎖の防止等のために、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、養育相談や学び直しの機会の提供、子どもへの学習支援などを実施する学習支援が必要と思いますか。

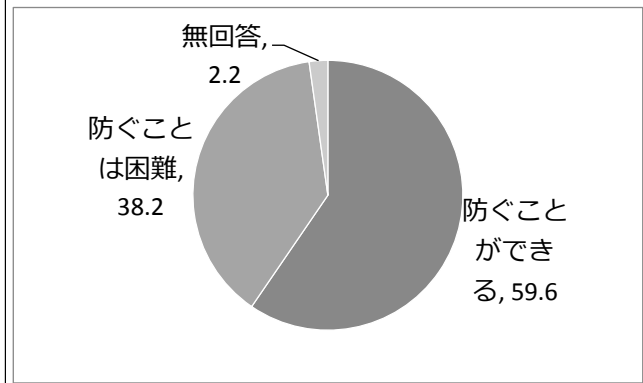


自殺問題についておたずねします

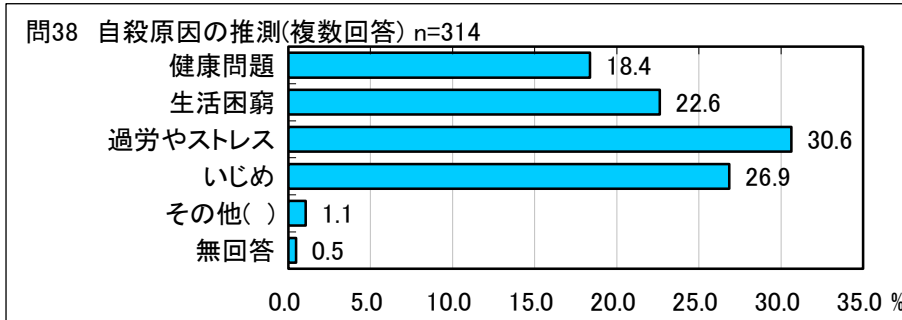
問36 日本国内の自殺者数が毎年約3万人いることを知っていますか。



問37 自殺は防ぐことができますか。

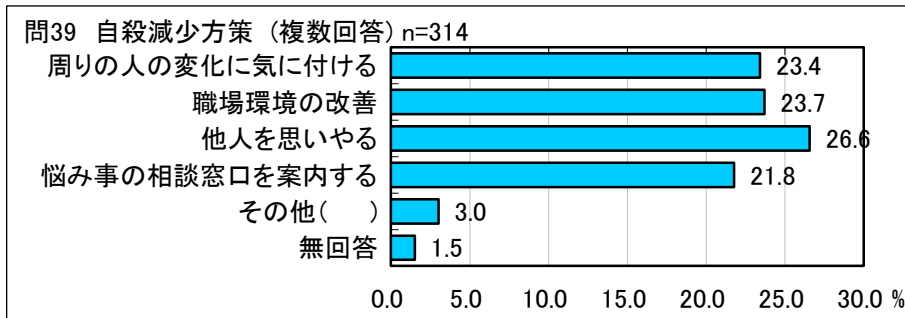


問38 自殺の主な原因は何だと思えますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

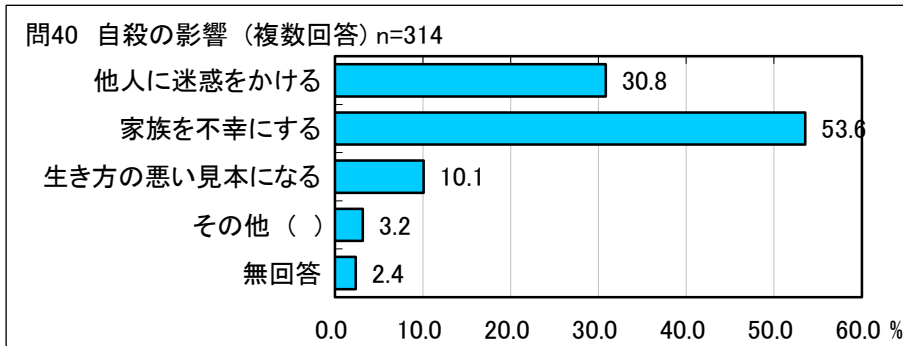


その他 「うつ病」

問39 どうすれば、自殺を減らせると思えますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

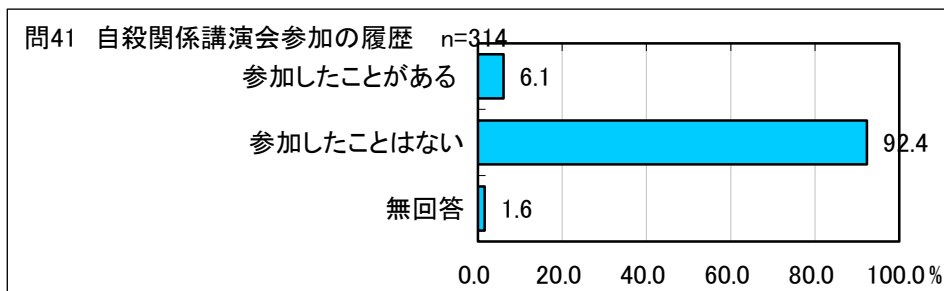


問40 自殺はどんな影響を与えと思えますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。



・その他 「貴重な人材の損失」

問41 これまでにうつ病や自殺に関する講演会に参加したことはありますか。



地域福祉に関するご意見・ご要望などがありましたら記入をお願いします。（自由記述）

・「地域福祉」自体がどんなことかわかりません

・命は自分で否定してはいけない

・ひとつずつ具体化して行ってほしいですね！特に子供たちの未来に夢が持てるような・・・！
やっぱり世の中「弱者」が一番の主人公(豊かに、幸せになる)にならなくては・・・
経済的なことや金、モノが基準になっている今の社会ではムリかもしれないけど。ほんとに平和
で幸せな日々を！そして福祉行政をがんばってください！ 私ですもん・・・！

・ご本人に聞きながら代筆しましたがなかなか理解が難しいため内容的にとっても伝わり難い。また、喋ることができない利用者には寄り添った考えを記入しますが恐らく利用者様の気持ちになって考えれば考えるほど難しいです。

・地域もそうですがこの施設の中でも利用者への理解は支援スタッフすら乏しいし理解してないと感じています。まずそこからだと思います。そこすらですよ！！表には出ませんよね。

・もっともっと入り込んで中をじっくり見てほしい。助けてほしい。改善してほしい。このような施設がまだあるんですね。

・自分も思ったことが一度ありました。話を聞いてあげたいです。

・私の母も自殺でした。30年以上前ですが私も一生心に残ります。

・今のところ仕事でご近所さんとはあまりお話ができていない状況ですがうまくお付き合いができるよう努力して行きたいと思う。

・毎日のようにニュースなどで子供たちが親から虐待を受けていることを知りとても悲しく思います。私も孫が4人いますがその心配はなく安心していきます。

・何とか早く気づいてあげ助けていただきたいと思っています。

・私は今、介護の仕事をしています、お年寄りの方はとても長生きされますねとても幸せだと話していただきます、いずれ施設にお世話になるときがあるかとおもいながらも、自分の身体が動ける限り仕事を続けて子供たちの迷惑にならないで生きられたらしあわせかと思えます。となり
に妹家族もいますので助け合って行きたいです。

・中学生高校生の交通マナーが悪すぎる。 学校で指導していないとしか思えない。指導を強化してほしい。

・生活困難だからと生活保護を受けてよけい働かなく怠けている人もいます。そのような人を助ける必要があるのか、行政の方も良く調べて生活保護申請してほしい。高年齢者の金持ちで私達のような働く人のがつらい思いしている。

・私はうつ病で1ヶ月に1回通っています 薬と仕事でどうにかストレスを発散させています。

・交通マナーが大変悪く感じる人が多い。地域のイメージダウンのみならず住民の安心できる暮らしにも悪い影響があると思う。取り締まり強化や啓発がもっと必要だと感じる。

・このアンケートは何なの？

・地域福祉に関して関心度が低いことがわかった

・県内の他市町村より数年前転居してきましたが住民税が高い社会福祉サービスがあまり乏しい印象を受けました。転居後子供の丸福が児童手当非該当になりじゅうみんぜいはかり高くなり
ました。県立中央病院以外専門の病院がないようですし・・・。他市町村で医療福祉の仕事をして
ますが子供向けもそうですが高齢障がい者向けの施策をもう少し増やしていただけるとありが
たいと思っています。

・自殺を選択せざる状況を考えると多くの人に与える影響は大であるが、(問40の)解答3のような
答えを表記することの社会への不理解が根本であるように思います。

・生活困窮者に対する支援は負の連鎖地域の治安悪化防止の為にも必要であると思う。しかし本人の考え自立の意志がなければ納税者の負担となる。高齢者が今以上に増えるのは間違いないことで医療介護施設の充実が優先課題と考える。親の介護で働けず、また心身ともに疲れ果て体調を崩す人が多くなるのも目に見えることである。年度末になると予算合わせのためか急に道路工事が増えるが予算の振り分けもよく考えてほしい。医療福祉をうたう前にムラムダの改善見直しが必要だと思う。

・地域福祉に関係ないのですが「いじめ」の対策をしっかりしてほしい。私は小中高とずーといじめを受けていました。いつも私の性格が悪くそれを直さないからいじめをやったと言われて心が痛い。そういう子が学校にいたら見て見ぬ振りするのでなくその子が自殺する前に保護調査で先生とやった子に対する罰が必要なのではないか。その悩みは、尽きることがないが市民全員で話し合う必要があると思う。また、動物の殺処分についても市民全員が話し合う必要があると思う。

・現在のような施す福祉でなく地域住民が相互福祉ができる環境づくりをもっと行政は考えるべき思う。・住民の身近な施設（活動の場）の設置 ・活動を支援できる人材の育成を発掘

・『地域福祉』と聞くと少し硬い印象を受けます。地域ではあまり肩肘を張らず普段からお互いに負担にならない程度の関わりを持つことが大切だと思います。『自分がしてあげる、何かやってあげる』ことが時に相手にとっては『苦痛』となる場合があること。適度な距離感を保ちつつ、必要なときにはお互い助け合うことが必要だと思います。とにかく余力を入れ過ぎることは、みんなにとってよいことではないかと思えます。自然体でいる事が大切なのではないかと思えます。

・小学校学区毎に地域福祉に関するイベントを実施してはどうか 地域福祉に関する範囲は広いので個別具体的に年度毎に実施して行く年次計画の作成 ・・。

・地域福祉の実践例として(成功例)、他の自治体の様子などを広報してほしい。(動画などで)わかり易く。

・ひとり暮らし家庭や高齢者のために家庭内に設置できる防災無線があるとよい。(ひたちなか市で各家庭設置されている)一斉無線はほとんど聞こえない状態

・子供に病気があり市や国には本当にお世話になっている。ただ、病気が難病であったりするとどういった支援が受けられるか等が分かりませんでした。自分でインターネットを使って調べましたが病院のソーシャルワーカーでもよく分からないことも多いので市でももう少し情報を分かりやすく提示してくださるとありがたいと思いました。笠間市はほかの市と比べ福祉の施設が充実しているように感じます。こうしてお世話になり笠間市民でよかったと思います。

・生活保護者についてはよく調査してから支給すべきです。

・生活困窮者の現状の見極めがむづかしいように思う 人によって困窮感が違い結果的に不公平になっているように感じる。

・非常に難しい問題です。豊かになり金さえあれば人の世話を受けなくても生活できる社会となり犯罪も多くなり、さらに景気の低迷により人間関係は複雑化していますが、インターネット等により情報は入手できる時代となり混乱しています。原点の戻り「働かないものは食うべからず」「何のために生きるのか」を命題に活動するのがよいと思います。また悩みを聞いてやることも大切 誰にも相談できず悶々と生活している人はたくさんいるとお思います。聞いてもらうだけで心が晴れます。各地区にコーチングできる人をせんで定期的に回る仕組み作りもよいかと思えます。

・教育を見直す事は難しい 自分を大切に家族を大切に地域を大切に中間世間を大切に健康の限り回りを生きる大切さをこれからの人達は考え実行すべきと思います。

・問13-1-3 どんなサークル団体等があるのか分からない 判るよう地域の回覧等で表示してもらいたい。 問21-10 高齢者の免許自主返納者が多くなるのでデマンド等の検討 例えば夜間日曜祝日市街等運営検討 通夜や市街の病院に行けるように検討

・生保への対応少し甘い。 どうにかしてほしい。自覚の低さが問題だと思う。受給するならそれなりに地域に貢献してほしい。

・犬の糞に迷惑している いい方法を考えてほしい。

・友部地区の子育て支援体制が不十分である。笠間稲田地区には認定子供園が新築されたが、友部地区には公立の子供園がなく待機児童が多く入る。希望しても点数で保育園に入ることができず仕事復帰を伸ばすこともあるようだ。笠間岩間地区ならすぐは入れるといわれるが、小中学校が統合され交通の便にいい友部地区に若い世代が集まってきていることを考えても、子育て支援を充実すべきである。

・民生委員の活動があまり知らない、各地区には必ずいると思われていますが私の家族も障がい者になって17年、あまり声をかけていただいたこともありませんでした。老老介護の生活に入り不安を抱えることもあります。時々は声かけ等していただけたらと願っておるしだいです。少し民生委員の仕事が分かりません。一番地域に密着されて相談できる方と思いますが・・・。

・#1 自分はまだ助けを必要としないのですが急に必要になった場合どこに相談したらいいのかわかりません。少し不安を感じます。 #2 ボランティアの活動をしていて本当に助けを必要とする人達に手が届いているのかなと疑問に思います。 福祉協議会の活動に参加できるのはやはり元気な方たちですから。 #3 お子さんを預かる（高齢ですので短期間）システムがあったら協力したいと思っていますが。

・他県で働いているので地域の福祉活動には協力できない状況です。十数年後定年退職を迎えるので次の人生の活躍の場を地域福祉活動に参加できればと考えています。

・福祉というネーミングが何とか？

・1. 特養施設の増加をし介護認定を（2）以上の者を入所可能となるよう方針転換をして欲しい国の施策とは別に市の条例新設等をお願いしたい。

・今この年齢になって切実に思うことがあります。岩間に住むこと30年近く季節の移り変わりとともに穏やかな豊かな自然を味わってきましたが、いずれ運転ができなくなるであろう日々があと数年となる今、現在のデマンドのこともいろいろと耳にします。・・・もう少し高齢者の人や障害者のひとが乗りやすい住民のための足ができないものか・・・と願ひばかりです。行動範囲が広がることは元気でいられる原点のような気がします。知恵を絞って考えて欲しいと願ひばかりです。

・高齢者だけの世帯、親を介護する子供が一人だけの世帯へなるべく支援がいくようになって欲しい。TVで見たのですが100円でごみ出しやちょっとした買い物などが頼めるシステムは良いと思った。只だと頼むほうが気を使う。

・小さな子供3人の母親です。保育量の減額をするべきです。これじゃ働いても保育料でたくさん取られ生活困難になってしまいます。家の支払いで一番高いのが保育料です。子供3人を育てて4から6万の保育料はどうかのですか。夫婦で20万～28万の収入ですがゼロ歳児の保育料がびっくりするぐらい高いです。半額とはいえ子供の人数が多い家庭は大変だと思う。保育料の減額を検討してください。

・市の地域福祉計画が策定されていることは承知していましたが、その計画によって現実の自分たちの生活がどう変わるか、市としては住民に対し何を提供してくれるのか、具体的なイメージが浮かばず計画の有効性をあまり感じられないところもあります。市の計画によって何が変わってきたのか今後どのように変わっていくのかももう少し分かりやすいものを示していただき、市民が実感できるような計画を作っていただければと思います。

・町内会に加入していないので生活ごみの処分について困っています。処分置場（町内）へは拒否されましたので自分で処理したり放棄しています。町内会に入っていない世帯のために処分置場を作ってください。

・学生時代いろいろなボランティアに参加してきました。学校で行っているものや知人と一緒に参加したもの、実際自分の目で見てボランティアの必要性を感じました。しかし、結婚し子供が生まれボランティア募集も目を通してはいますが、参加が難しいものばかりです。「若いんだから」「地域のためにもっと参加してくれよ」とよく言われますが、参加をしたくてもできない人に無理に参加するように言っても、その人にボランティアに対する感情を嫌なものに変えてしまうだけだと思います。ボランティアが強制ではなく「個人を尊重する上で成り立っているもの」であることを願ひます。

・価値観の異なり等現在はいろいろ問題が多すぎます。どこかで個人に踏み込むか考えると答えはないです。真にサポートを必要としている人をいかにヘルプするか、また反対に必要なでないのに申請があれば通ってしまう現実には、ボーダーラインをどこに引くか問題あります。

・近所の保健センターが無くなってしまおうと言う話を聞きとても残念です。健康診断や体操・選挙の投票など近くてとても便利だったのですごく残念でなりません。もう決定してしまったことでどうにもならないのですが、感謝と残念な気持ちです。子供、障害者、高齢者、健康な人もみんなが助け合って仲良く暮らして行ける地域社会であればいいと思います。

・以前、祖母と一緒に暮らしていましたが赤ちゃんと子供がいるので特養に入れたときがありました。しかし病院に行く時は家族の方でということ（ショートステイを利用していたとき）大変な思いをしました。子供を預けることができず、抱っこ紐で抱え車椅子で祖母を病院に連れて行き、自分ではトイレに行けないので子供を抱いたまま手伝い何度涙を流したか分かりません。（誰も助けてもらえません）子育てと介護を同時にする人は、あまりいないと思いますが、そのようなときにもっと誰かに助けてもらえるシステムが必要だと心から思います。みなが払っている市税や介護保険料はそういうことに使って欲しいです。

・移動手段です。救急車を呼ぶほどではないが、早く診察しないと命の危険が近づくかもしれない時、24時間営業タクシーもなく不安。（タクシー代わりの救急車利用となってしまう）良い案が欲しいです。

・生活保護を支給する場合、もっときちんとその人を調査するべき。貰えるから職にもつかずギャンブルや浪費が多い人が目立つ。きちんと仕事をしている人よりお金をもらっているケースもあり、悪影響。子供の虐待問題に関しても取締りが甘すぎる。実際通報されても笑って流している母親もいる。今の状態では決して虐待は無くならない子供がかわいそう。

・幼稚園・保育園の料金見直し、がん検診を20代30代からもできるようにして欲しい（補助）

・税金のムダ使いはやめる。

・手軽に出入りできるサロン？コンビニのイートインのようなものが目に付くところにあれば子供の見守りもできるかも または、空き教室利用など・

・現在は遠方の大学に通っているので実家に帰ってくるのは、年に2回程度ですが、小さいころから住んでいる笠間市がこれからもずっと住みやすい環境の町であって欲しい。今は何もできないけれど来年の成人式でも少しずついろいろ考えて生きたいです。

・福祉の充実が必要だが近年生活保護費の不正受給の話題を耳にすることも多く本当に必要としている人以外に税金が使われていることに怒りを感じる。生活の実態をきちんと把握した上での生活保護支給を徹底して欲しい。

・コミュニティーバスを運行して欲しい

・福祉から離れるかもしれませんが健康保険ほどの負担が高すぎるのでは生活困窮におちいる程の負担はつらい

・人間は健康が第一、健康（体力、病気、メンタル47、--）を悪くしてからの福祉でなく予防の福祉に取り組むべき（地域も）。友部も含め近くに集まる場所公園等が少ない。

・デマンドや赤いバスはあるが普通の路線バスが一定の場所しか走っていない。友部地区は坂のところも多くあるので路線バスがどの地区にも通ってくれるといろいろな年代で助かると思う。

・行政が先へ先へと進んで行くのは、わかりますが、なかには生活保護者のギャンブル、飲食等のものがある。行政の方々はそれを見ているのか、それを身と相手を税金泥棒見る。

・定年したかたに一人暮らし宅に出向いてお話し相手だけでも認知の人が少なくなるのでは。で 定年したかたも社会から遠のくことを無くなると思います。昔のお茶のみ友達感覚のように

笠間市第3次地域福祉計画 高校生アンケート調査結果報告 (速報版)

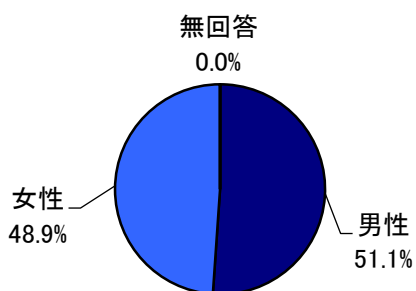
調査の対象者:茨城県立笠間高等学校3年生157名及び友部高等学校3年生84名

調査期間:平成29年9月(学校に一任しました。)

回収結果: 229件 95%

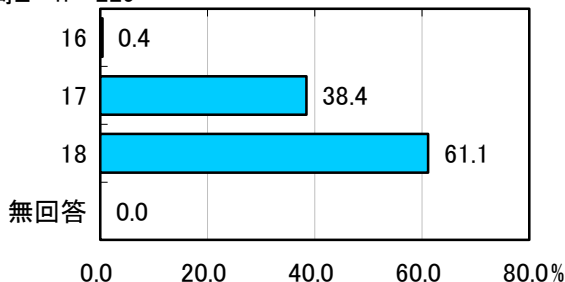
問1 あなたの性別をお答えください。

問1 n=229



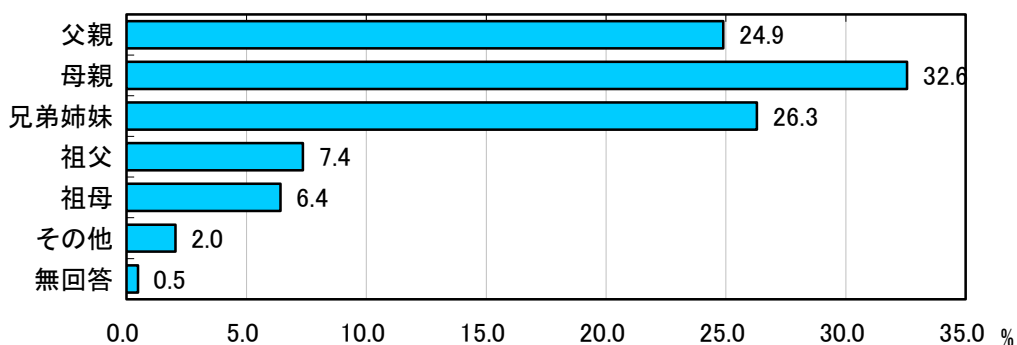
問2 あなたの年齢をお答えください。

問2 n=229



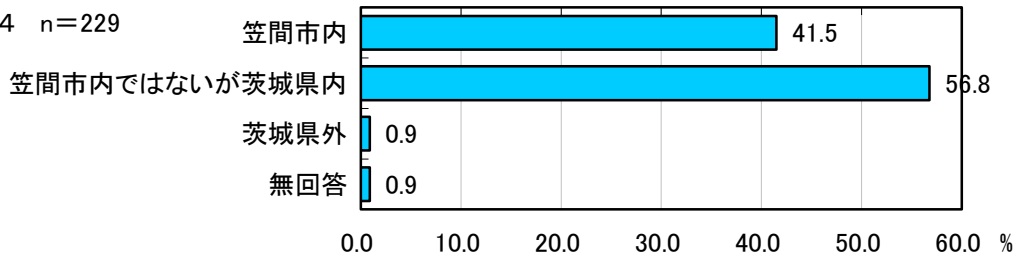
問3 現在あなたが一緒に暮らしている人はだれですか。(単身赴任など仕事などの都合で一時的に別に暮らしている場合は、一緒に暮らしているとします) あてはまるものすべてに○をつけてください。

問3 (複数回答) n=229



問4 あなたのお住まいはどちらですか。1つだけ選んで○をつけてください。

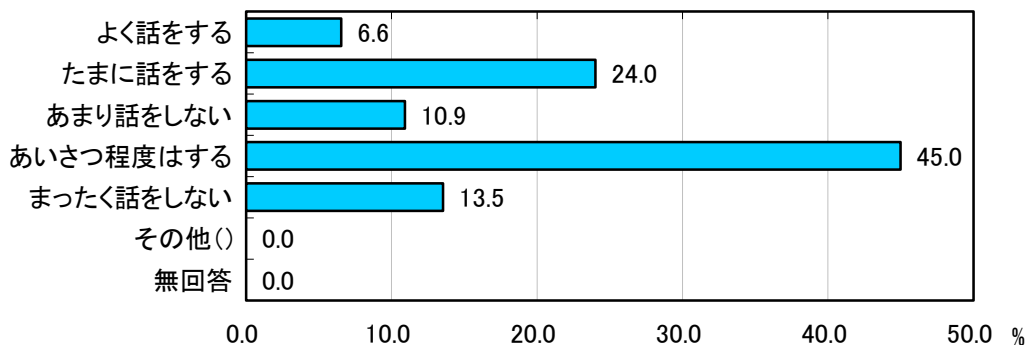
問4 n=229



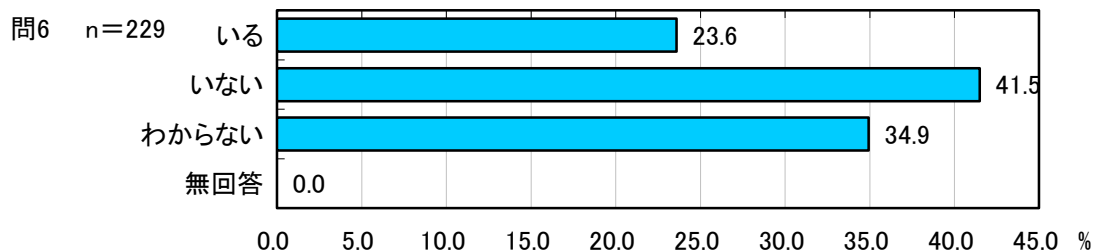
《地域社会のことについておうかがいします》

問5 あなたは、近所の大人とどのような付き合いをしていますか。1つだけ選んで○をつけてください。

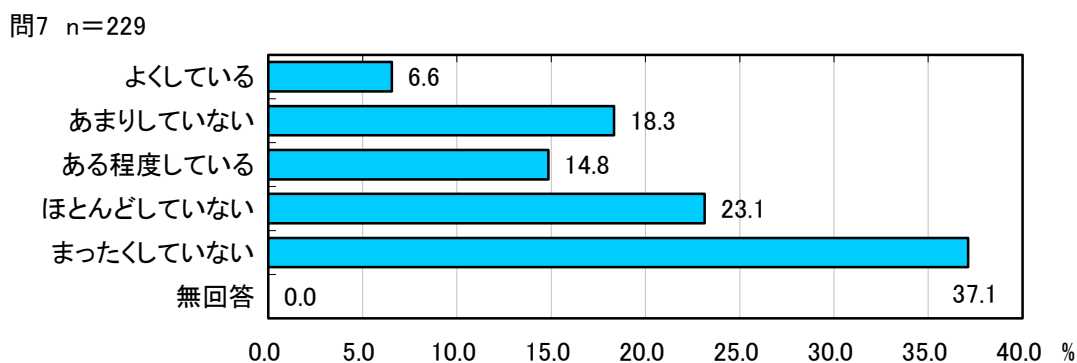
問5 n=229



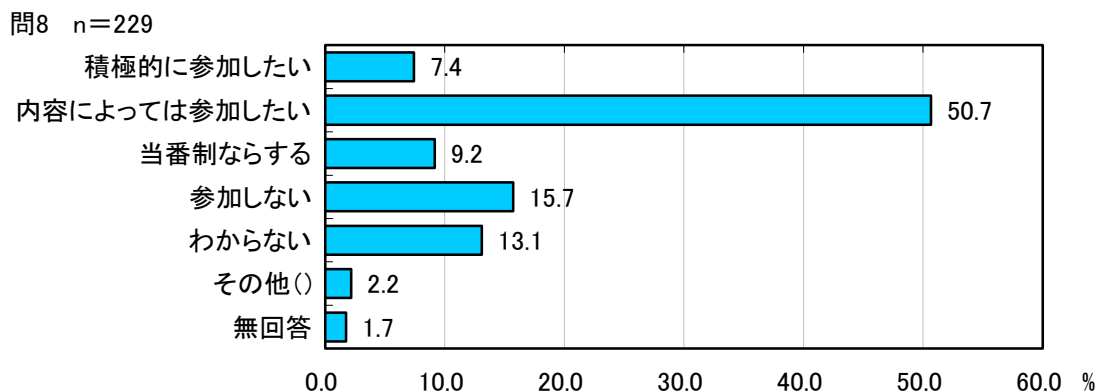
問6 あなたの家族や友人・知人など身近な人に、何らかの支援（見守りや手助け）が必要な「障がいのある人や高齢者・小さな子ども」がいますか。1つだけ選んで○をつけてください。



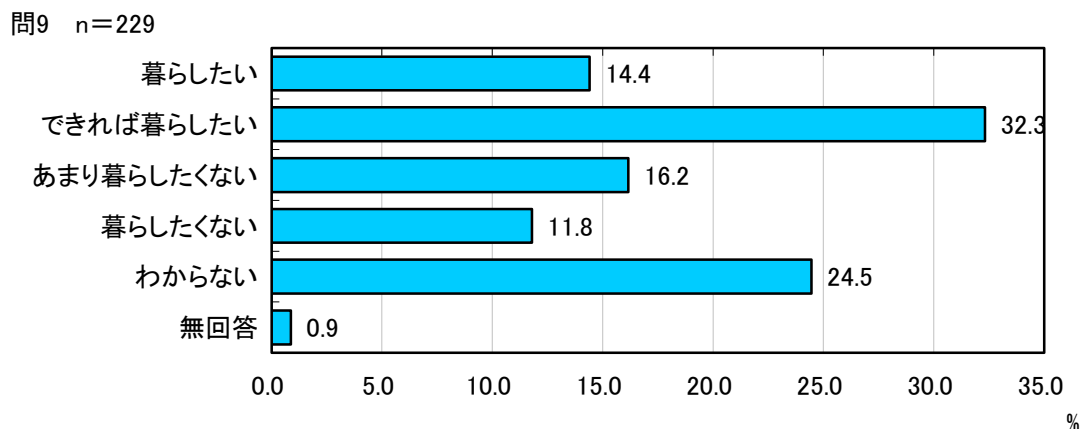
問7 地域の行事に参加していますか。1つだけ選んで○をつけてください。



問8 地域の活動への参加依頼があった場合は、あなたはどうしますか。1つだけ選んで○をつけてください。

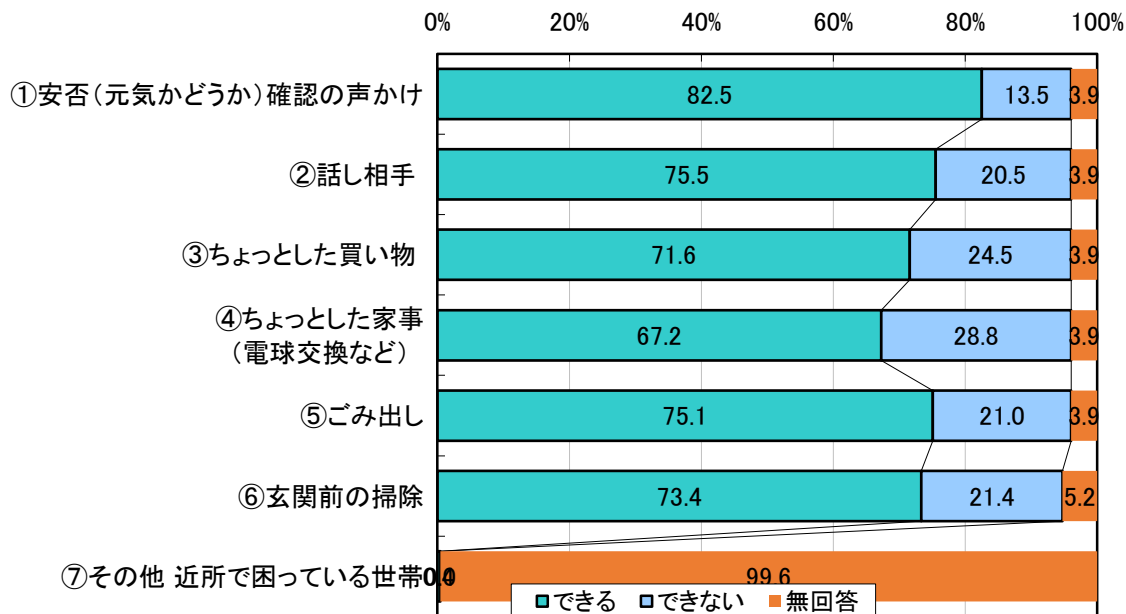


問9 将来も現在の地域で暮らしていきたいと思いませんか。1つだけ選んで○をつけてください。



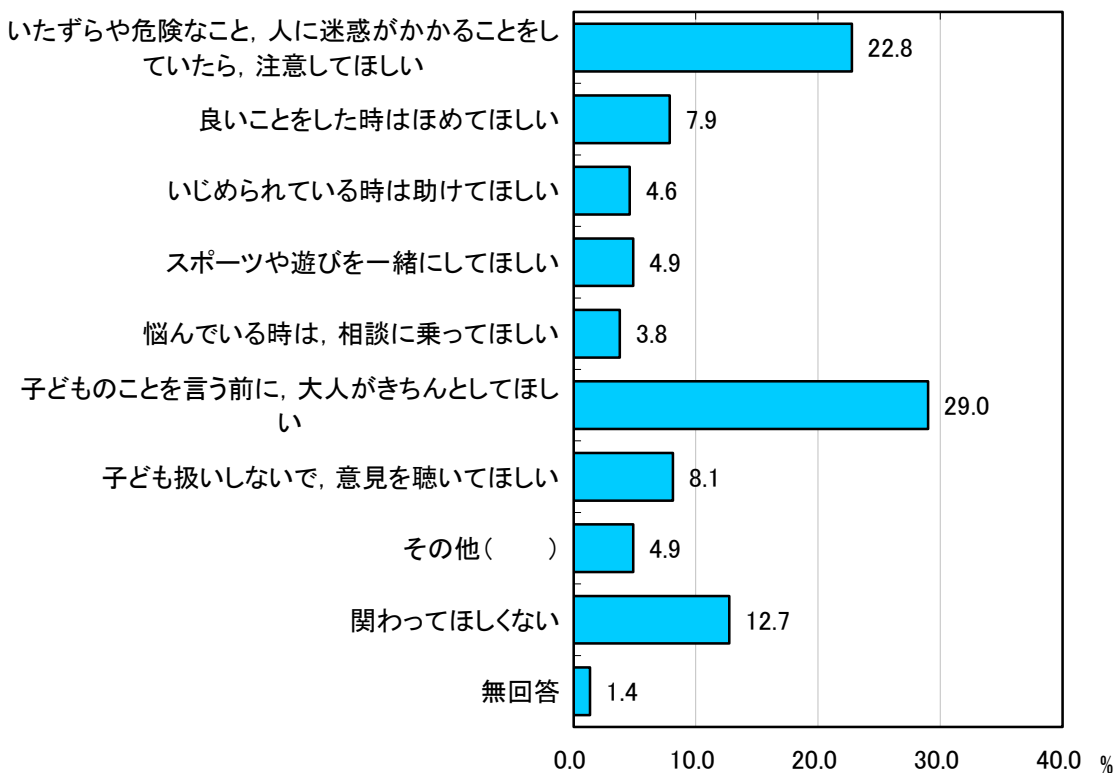
問10 地域で困っている一人暮らし高齢者などの世帯があり，保護者の了解のもと手助けを頼まれたとき，あなたは次のような手助けができますか。①～⑦それぞれについてお答えください。

問 10 n=229



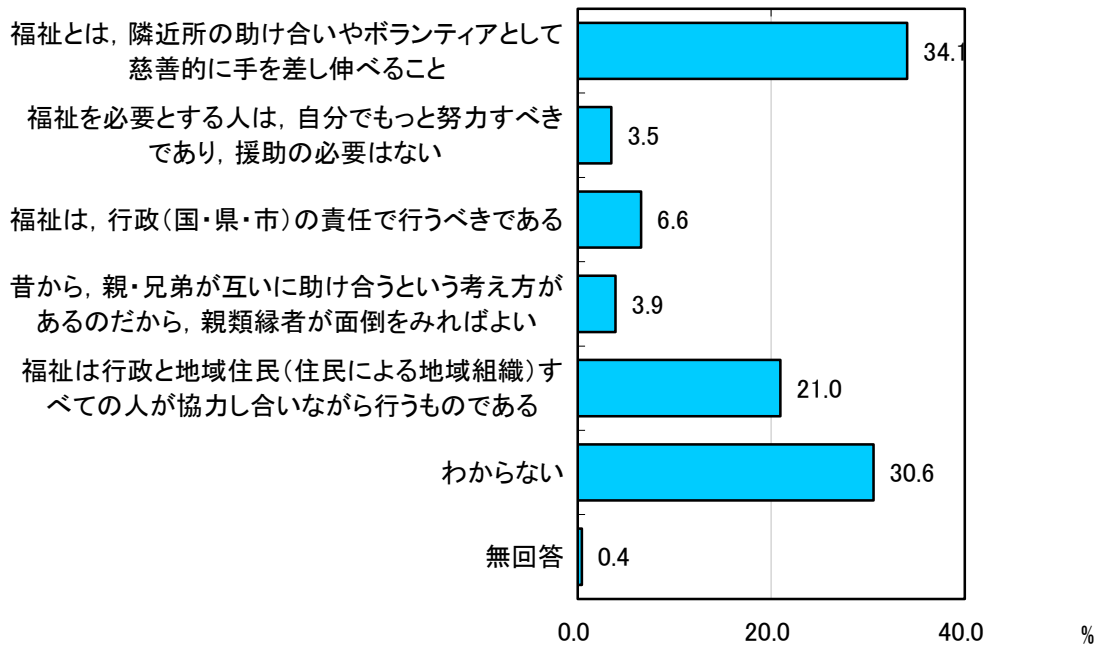
問11 隣近所や地域の大人たちにしてもらいたいことはどのようなことですか。2つまで選んで○をつけてください。

問11 (複数回答) n=229



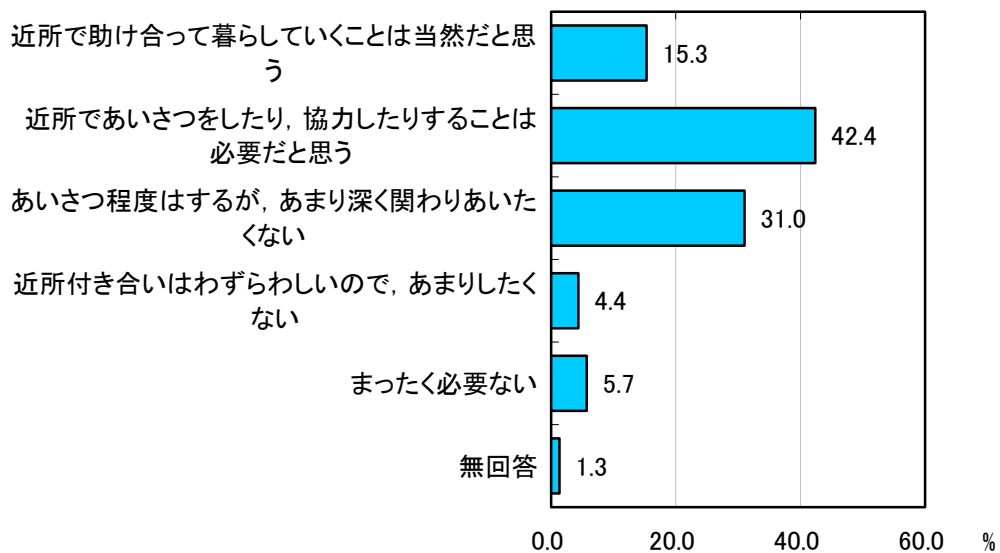
問12 「地域福祉」について、あなたの考えは次のどれに近いですか。1つだけ選んで○をつけてください。

問12 n=229



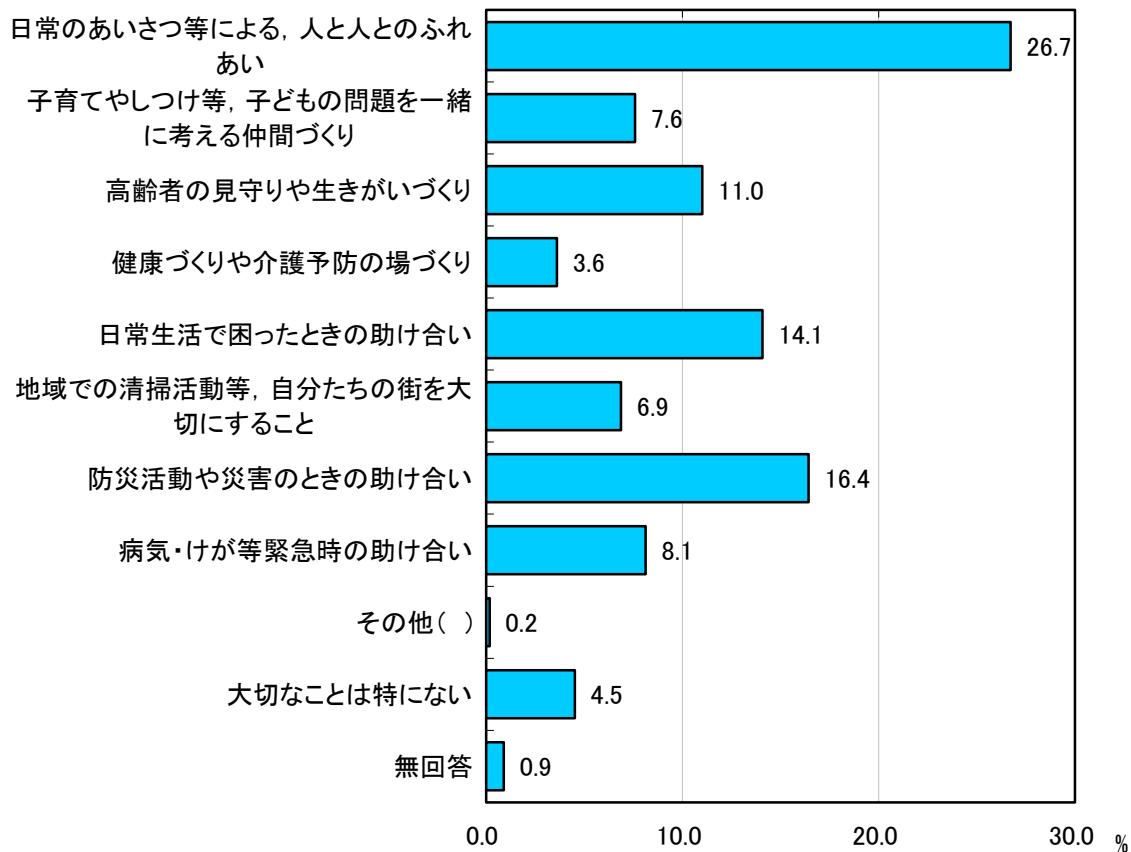
問13 ご近所付き合いについてどのように考えますか。1つだけ選んで○をつけてください。

問13 n=229



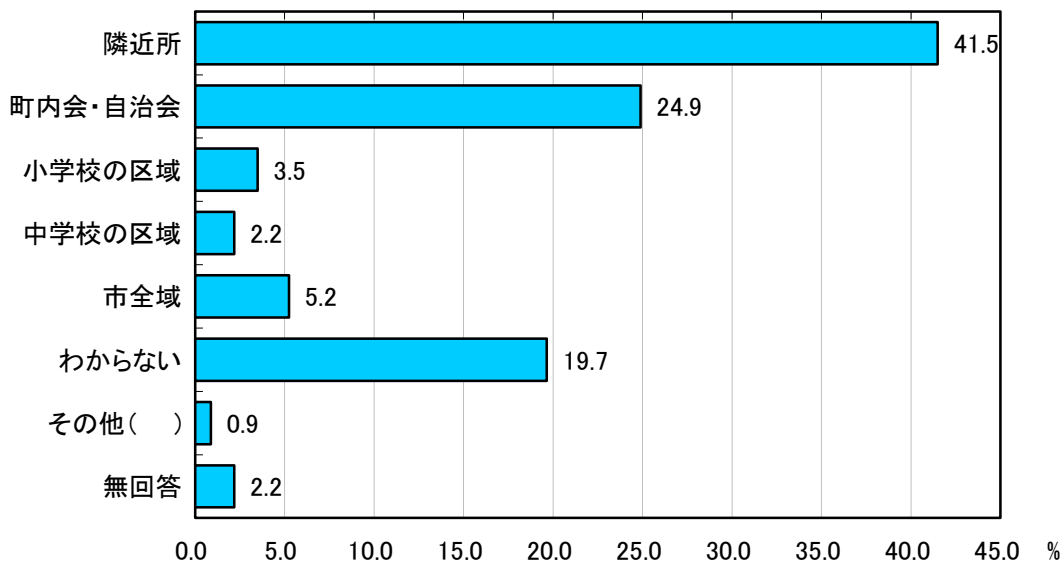
問14 ご近所付き合いや関わりあいで、今後どのようなことが大切になると思いますか。3つまで選んで○をつけて下さい。

問14 (複数回答) n=229



問15 住民同士がお互いに助け合える地域とは、どの範囲だと思いますか。1つだけ選んで○をつけてください。

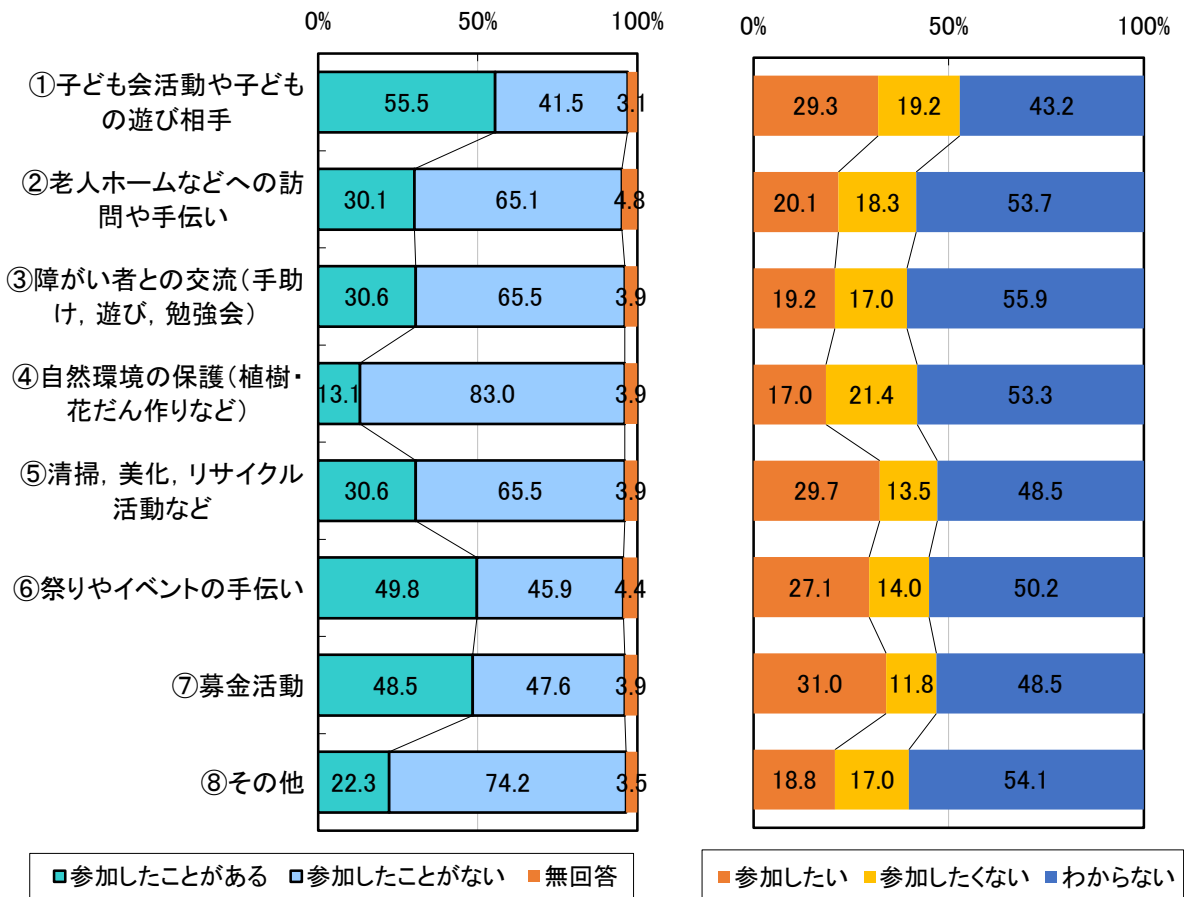
問15 n=229



《ボランティア活動についておうかがいします》

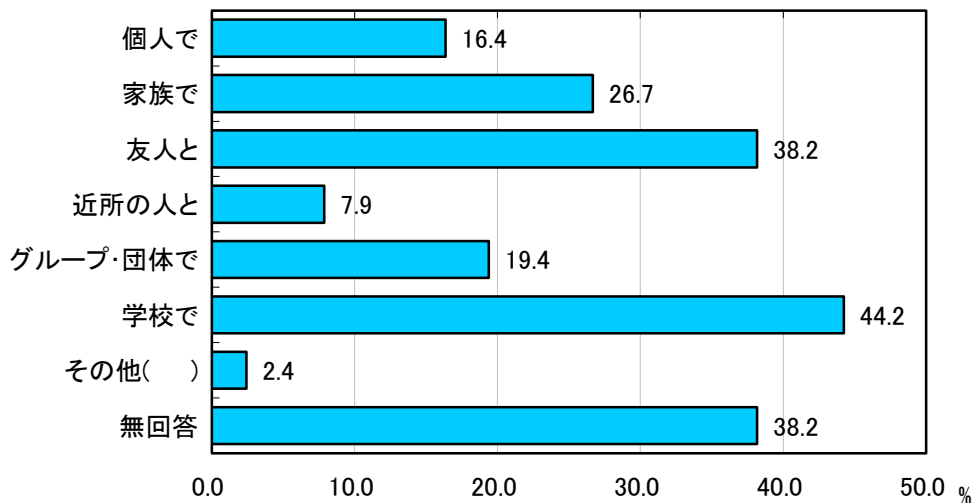
問16 あなたが参加したことがある、または参加してみたいボランティア活動はどれですか。①～⑨それぞれについてお答えください。

問 16 n=229



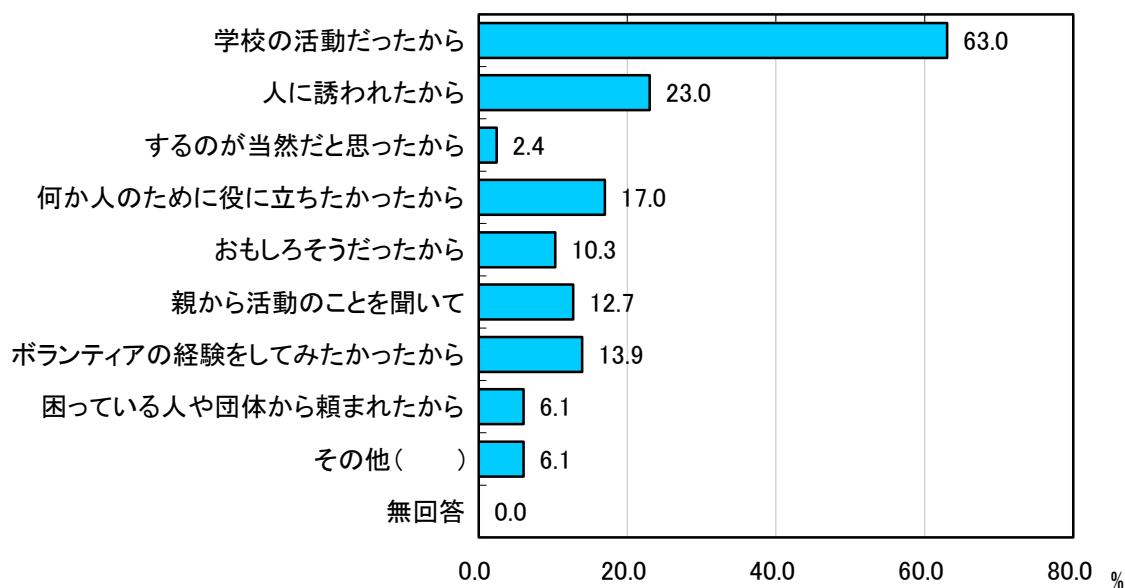
問17 問16でボランティア活動に参加したことがある方におうかがいします。だれと一緒にボランティア活動をしましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

問17 (複数回答) n=165



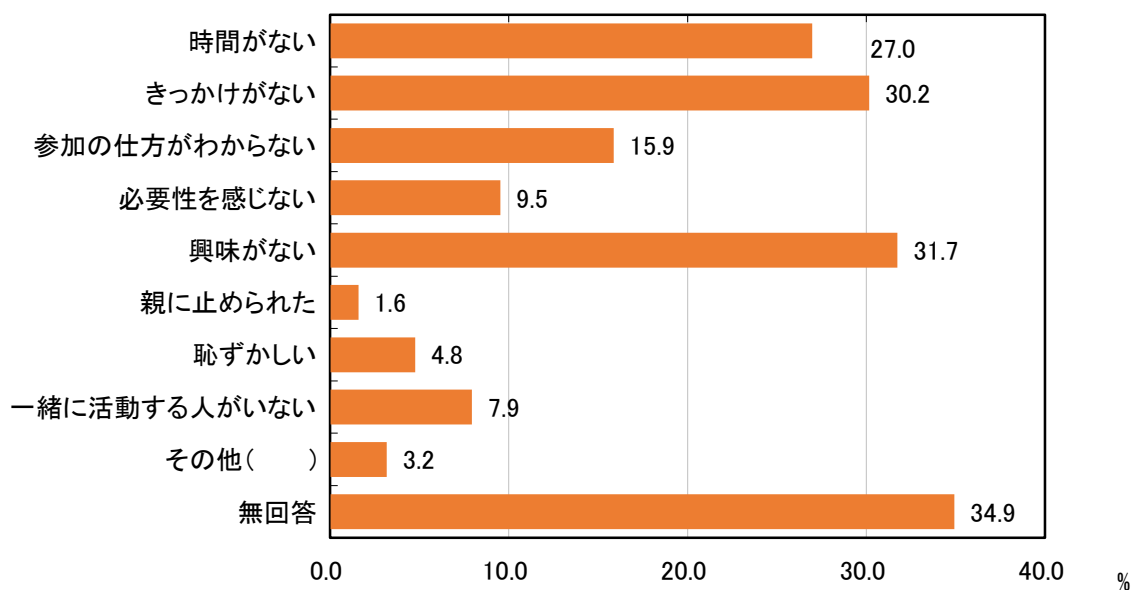
問18 問16でボランティア活動に参加したことのある方におうかがいします。ボランティア活動をしたきっかけは何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

問18(複数回答) n=165



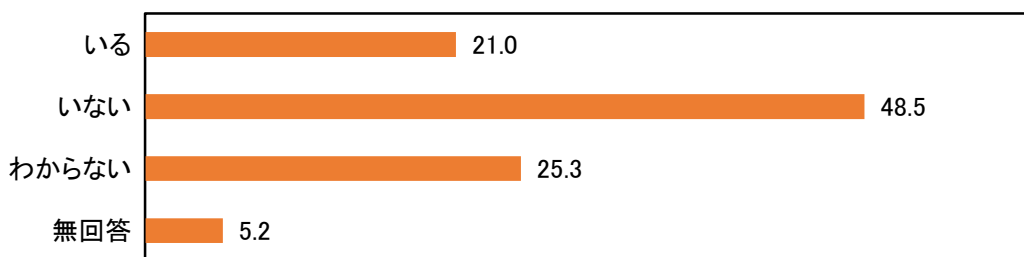
問19 問16でボランティア活動に参加したことがない、または参加したくないと回答した方におうかがいします。それはどんな理由からですか。3つまで選んで○をつけてください。

問19(複数回答) n=63



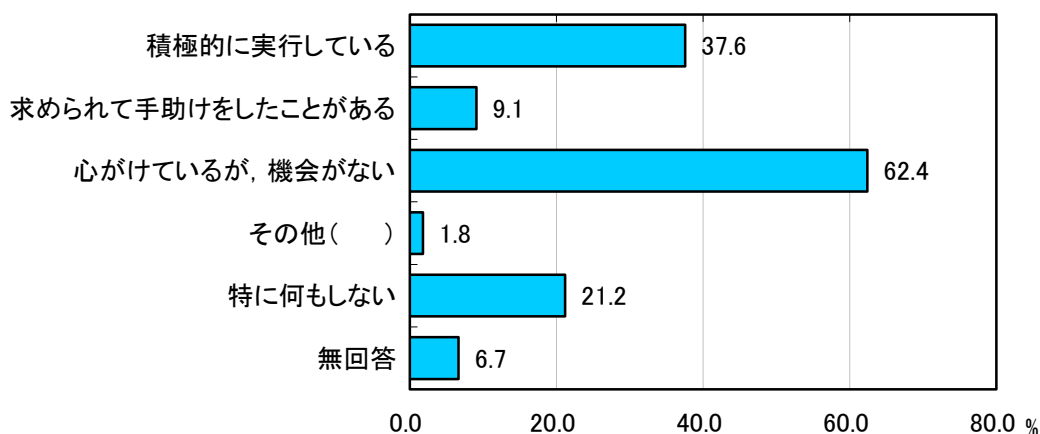
問20 あなたの家族や友人・知人など身近な人に、障がいのある人や手助けの必要なお年寄りがいますか。1つだけ選んで○をつけてください。

問20 n=229



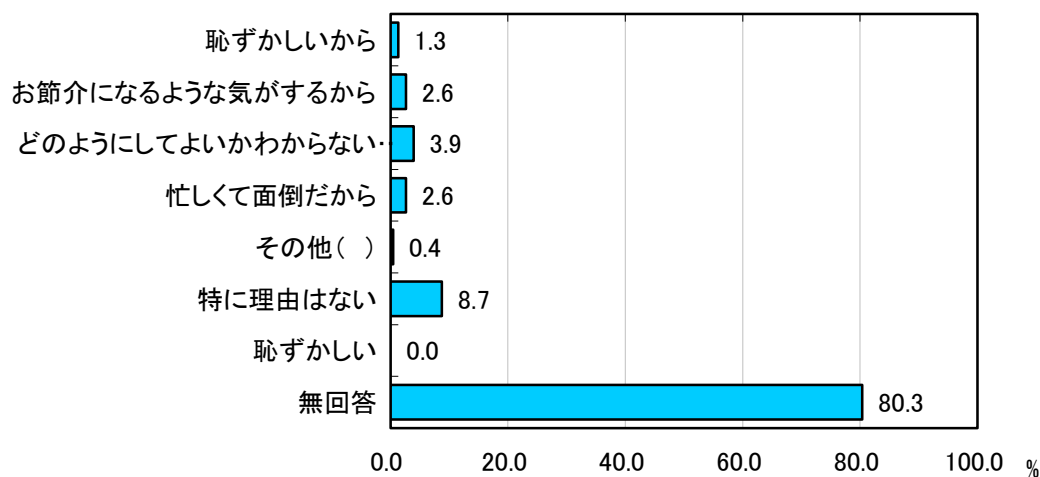
問21 町で困っている人を見かけた時、階段やスロープで車いすを押してあげるなど手助けをしたり、バス・電車で席をゆずるなどの手助けをしていますか。1つだけ選んで○をつけてください。

問21 n=229



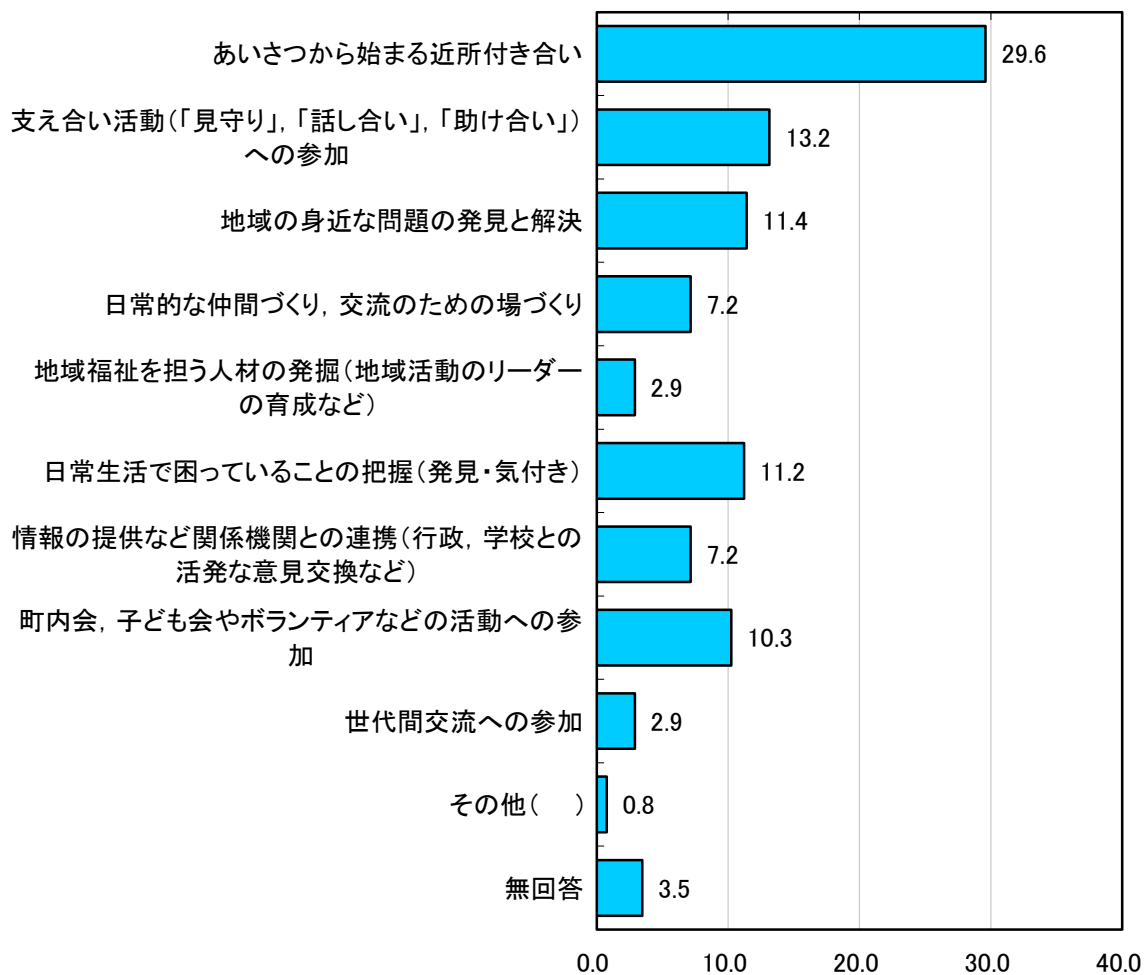
問22 問21で「特に何もしない」を選んだ方におうかがいします。その理由は何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

問22 (複数回答) n=25



問23 だれもが住みなれた地域で安心して生活していくために、どのようなことが必要だと思いますか。3つまで選んで○をつけてください。

問23（複数回答） N=229



問24 だれもが安心して暮らすことができる、人と人が支え合う地域社会を進めるためにご意見ご要望がありましたら、どんな事でも結構ですので、ご記入ください。

・助け合い

・人を差別しない。どんな人でも助けて、より良い生活ができればいいなと思います。

・県の土地はしっかりと責任を持って管理して欲しい。近くの家が汚らしく見える。いくら金がないといってもそんなこともできないようじゃ本当に迷惑だ。何とか手を打って欲しい。もうこれ以上不快な気持ちになりたくない。

・地域内で皆仲良くできるような心がける。近所同士必ず助け合う。

・道路をできるだけたいらにしてほしい。

・全員が家族になる

・挨拶する程度じゃなくて、もっと仲良かかわり合う一みたいな感じ？

・高齢者・子供がいる世帯、障害者だけでなく外国人の方も住めるような環境を作って欲しい。初めての環境になじめずに困っているのではないのでしょうか？

・地元地域の行事を増やして地域の住民が地域をもっと理解するべきだと思う。

・道の譲り合い(主に車と自転車など) 自宅駐車場から勢いよく車が飛び出してくるのも危険。交通安全をもっと心がけるべきと思う。

・みんな仲良く挨拶したら、返せるような地域にしたい。

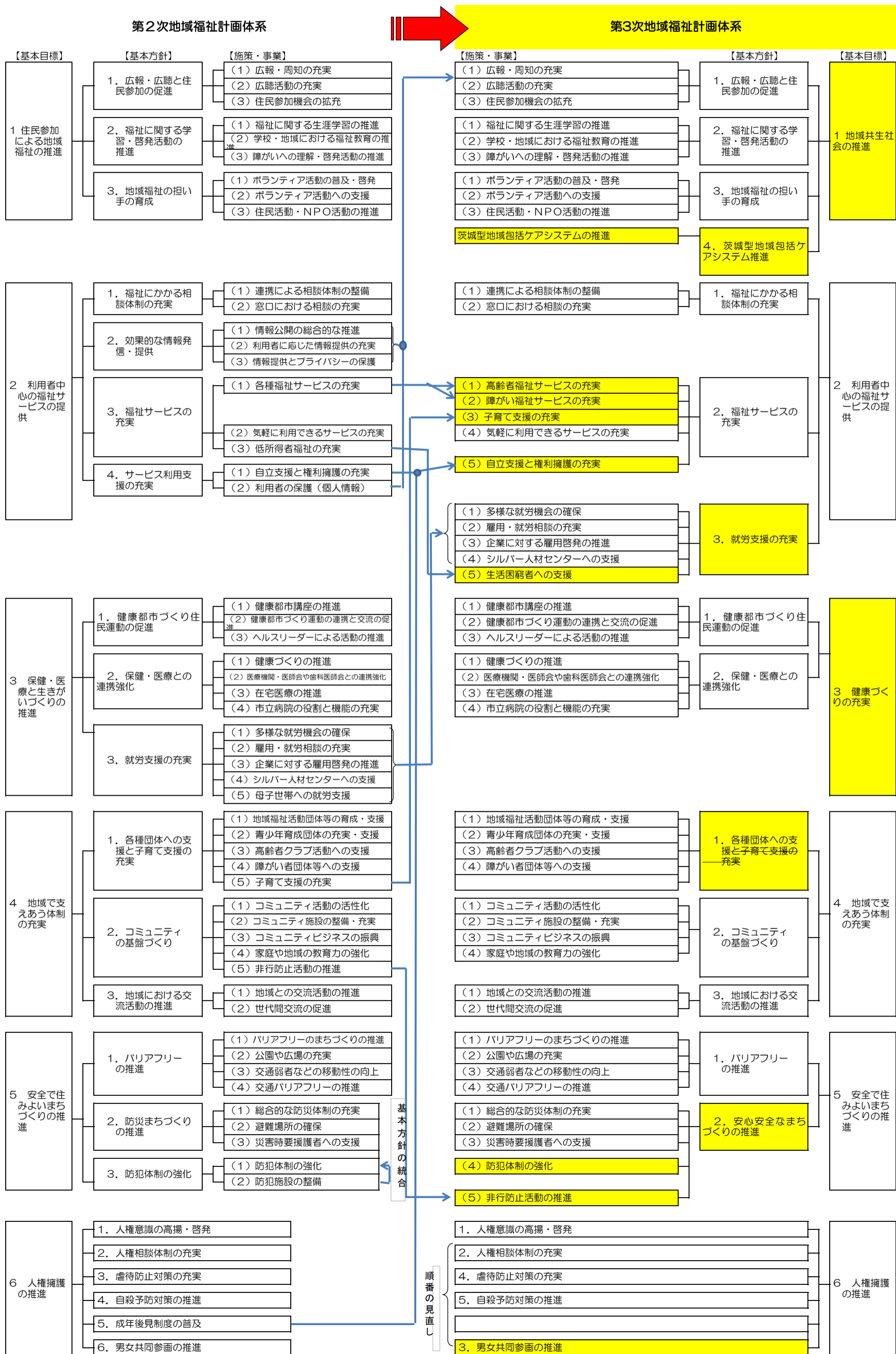
・全ての差別をなくすことからだと思う。

・助け合いが必要だと思う。

・市の職員まででなんとかする。

・もっと小さい子供をやさしくしろ。先生が先生じゃない。

地域福祉計画体系新旧対照表(案)



笠間市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 笠間市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定に当たり、地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な調査検討を行うため、笠間市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

(1) 地域福祉を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。

(2) 地域福祉のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 地域住民の組織に所属する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 福祉業務に携わる者

(4) 各種福祉団体に関係する者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会は、必要あると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。